

殯宮儀礼の主宰と太后

女帝の成立過程を考える

仁藤敦史

The Temporary Mortuary for an Emperor's Coffin Courtesy that the Leading Empress Supervises :
Think about an Establishment Process of the Empress

NITO Atsushi

- はじめに
- ① 和田説の検討と太后の役割
 - ② 倭国の喪葬儀礼
 - ③ 天皇のモガリ
 - ④ 元キサキによる詔の実例
 - ⑤ モガリの衰退と元キサキの変質
 - ⑥ 太后の国政参与と女帝の即位
おわりに

【論文要旨】

殯とは本来、死者の復活を願いながらも、遺体の変化を確認することで最終的な死を確認するという両義的な儀礼であった。六世紀以降、モガリは特権的な儀礼として神聖化され、この期間中に合意形成により後継者を決定するということが一般化し、皇位継承と深い関係を有するようになった。本稿の目的は、古代における殯宮儀礼の主宰者と考えられるオオキサキ（太后）の役割を解明し、女帝即位への道筋を考えることにある。殯宮の儀礼については、和田萃氏が一九六九年に発表された「殯の基礎的考察」という論考が通説的位置を占める。巫女的な「中継ぎ」女帝即位に連続する「忌み籠もる女性のイメージ」を前提に、女（内）の挽歌と男（外）の詠のように内外に二分された殯宮のあり方を提起している。しかしながら、殯宮における「忌み籠もる女性」の存在については批判も多く、和田氏のモガリ論はそのままでは成り立ち

にくくなっている。

モガリに奉仕するのは女性に限らなかったが、多くの場合元キサキのうちで相対的に上位なキサキが政治的モガリを主宰するとともに、大王空位の期間においては権力的な命令（詔勅）が可能であり、後に「太后」の尊称が与えられたと考えられる。大王空位時における、権力的編成のあり方として、推古や持統に典型的なように、政治的な長期にわたるモガリの主宰・次期大王の指名・大王代行というステップを昇り、その連続性のうえに女帝の即位を位置付けることは、非常時の安全弁としての役割として重要である。

【キーワード】殯宮の主宰、女帝、詔勅、空位、次期大王の指名

はじめに

二〇一六年八月八日にマスコミに対して公開された「象徴としてのお務めについての天皇陛下のおことば」には、「これまでの皇室のしきたりとして、天皇の終焉に当たっては、重い殯の行事が連日ほぼ二ヶ月にわたって続き、その後喪儀に関連する行事が、一年間続きます」との発言があった。ここには古代以来の長期に行われた「殯」という、埋葬までにおこなわれる種々の葬儀儀礼についての言及がなされている。

殯とは、死者の復活を願いながらも、遺体の変化を確認することで最終的な死を確認するという両義的な儀礼であった。しかし、三世紀の「魏志倭人伝」の記述では十日程度の期間であったとする葬儀が、七世紀の『隋書』倭国伝では、一般的な葬儀と区別されて、支配層は三年のモガリを行ったとあるように、長期化していることが確認される。おそらく渡来人の喪葬儀礼の導入によりモガリが整備され、長期化して「殯」と表現されるようになったと考えられる。やがて、モガリは特権的な儀礼として神聖化され、この期間中に合意形成により後継者を決定するということが一般化し、皇位継承と深い関係を有するようになった。

本稿の目的は、古代における殯宮儀礼の主宰者と考えられるオオキサキ（太后）の役割を説明し、女帝即位への道筋を考えることにある。

殯宮の儀礼については、和田萃氏が一九六九年に発表された「殯の基礎的考察」という論考が通説的位置を占めている。^①和田氏による論点は多岐に渡るが、巫女的な「中継ぎ」女帝即位に連続する「忌み籠もる女性のイメージ」を前提に、女（内）の挽歌と男（外）の誄のように内外に二分された殯宮のあり方を提起している。モガリの全期間にわたり籠もる女性を強調する点が特色となっている。女帝即位との関係では皇位継承の争いを避け、これを鎮める便法とされるように、井上光貞や折

口信夫以来の巫女的な「中継ぎ」女帝論を前提に論じられている。^②殯宮の二分法的な理解については、河原での儀礼との連続性の観点や、喪屋（殯大殿）と殯庭（誄）が門（兵衛）と垣で囲われる一体的な構造からは、成立しにくい。^③

近年、稲田奈津子氏は、通説的な和田説に対して、殯宮に籠もった皇后に先帝の天皇権力が委譲されるという、いわゆる「忌み籠もる女性イメージ」に対して疑問を提起された。^④和田氏の見解は、発表当時の有力な見解であった折口信夫の「巫女的な女帝論」や井上光貞氏の「中継ぎ女帝論」の見解を基礎として、殯宮における「忌み籠もる女性」の存在を論じている。^⑤折口・井上説については近年、多くの批判があり、稲田氏が批判されるように、そうした見解を基礎とした和田氏のモガリ論はそのままでは成り立ちにくくなっていると考えられる。

古代王権の「動的な」多極構造を論じた前稿では、この和田説批判における「忌み籠もる女性」批判という論点を全面的に肯定しつつも、元キサキによる「殯宮の主宰」という論点については、呪力や祭祀を前提とした議論ではなく、モガリ期間中の詔勅のような権力的・政治的な振る舞いなど、女帝即位に連続する権力的分析に依拠すれば、異なる意味付けにより継承できるのではないかと論じた。^⑥また、すでに部分的には、モガリについての検討をいくつかおこなっているが、全面的な検討には至っていない。^⑦以下では、和田氏のモガリ論に対する批判的な検討と私見の提示をおこないたい。

① 和田説の検討と太后の役割

まずは、通説的な和田説の批判的検討をおこなう。その骨子は、先述したように、巫女的な「中継ぎ」女帝即位に連続する「忌み籠もる女性のイメージ」を前提に、女（内）の挽歌と男（外）の誄のように内外に

二分された殯宮のあり方を提起している点が重要である。

すなわち、殯宮内部での儀礼と殯宮が営まれていた殯庭での儀礼に二分されること、前者はおそらくは女性に限られた血縁者や女官・遊部らによる私的な奉仕儀礼であり、後者は王権による殯庭での公的儀礼と位置付けられている。天武の殯宮には鷗野皇后が籠もり、草壁は喪主として公的儀礼に供奉したと対比的に位置付けるように、殯宮内部での儀礼については、死者に奉仕するのが肉親の女性の役割であることを強調し、「女の挽歌」はタマシズメの役割を果たしたとする。また、遊部は喪葬令一品親王条に親王・公卿の葬儀にも参加すべき者として規定され、天皇の殯宮に侍して靈魂の復活、死者蘇生の呪術を行った部民であったが、この遊部は女性に相応しい職掌であったとする。ただし、籠もる女性の参加者は史料上では不確かで、殯宮内部の儀礼も不明であるとも明言している。女帝即位との関係については、皇位継承の争いを避け、鎮める便法として評価する。

一方、殯宮が営まれていた殯庭での儀礼については、王権内部での殯庭での公的儀礼とする。誅儀礼は男性が担当し、表面的には亡き天皇の幽魂を慰撫する詞章だが、皇位継承者である草壁皇子に服属を誓うもので政治権力の獲得の手段と評価する。この天武の殯から仏教的色彩が顕著となり、女性が殯の全期間に籠もるのに対して、「詔」の主体を男性とみて、皇太子草壁の統括を評価する。

なお、殯宮では日継と和風諡号が決定されたとするが、安閑期の和風諡号成立は殯と諡が結びつく事例がないので疑問とする議論もある。⁽¹⁰⁾

殯宮の場所について、推古・孝徳・天武紀の「南庭」は、北側にある大殿の南と推測する。⁽¹¹⁾しかしながら、殯宮の場所は、敏達の広瀬、斉明の飛鳥川原のような、宮外の河原での殯宮が古い事例として確認され、徐々に宮中枢部へと取り込まれていく過程が確認されるので、これらとの連続性が弱く疑問である(後述)。少なくとも浄御原宮の場合は東南

郭の西門との関係からすれば南門の外側で、飛鳥川の河原と連続する空間に南庭を想定するのが妥当ではないかと考えられる。⁽¹²⁾

一方和田説で評価すべきは、先帝崩御により皇権(天皇権力)の所在が不明瞭・不安定となり皇位継承の争いが起きやすい時期が、まさに殯期間であるとの指摘である。日本古代政治史の研究をすすめる場合に、殯に関する考察は不可欠となる。これを学説史上で論ずるならば、代替わり時の固関の分析によって、皇権の所在を検討した岸俊男説を継承発展させたものと位置付けられる。⁽¹³⁾代替わりが権力の不安定化する時期であるとの指摘は重要で、この点は現在でも継承すべき論点であると考えられる。⁽¹⁴⁾また、すでに代替わり時の、群臣推戴と大臣・大連の職位確認の関係にも言及があり、議論としては相互依存を説く吉村武彦説よりも先行する。⁽¹⁵⁾

以上のように和田説を総括したうえで、改めて元キサキによる「殯宮の主宰」という観点から大王空位時におけるモガリ期間の占める割合の大きさを再確認したい。平均すると大王空位の半分以上、およそ七割程度がこのモガリ期間に相当する。

皇太子制が存在しない令制前においては、大王空位時という、次期大王が決定していない瞬間において多くの場合、前キサキのうちで有力な者がモガリを主宰するという慣行が存在し、讓位制確立以前の王位継承は、通常はモガリの終了までに決定していたことが想定される。⁽¹⁶⁾

この間にモガリを主宰していた人物から「詔」「勅」と表現される権力的な発動がしばしば確認され、次期皇位継承者についての合意形成や指名が行われている。そのモガリを「喪主」として公的殯宮供奉にたずさわる中心的人物、すなわち主宰したのは、多くの場合、他ならぬ推古や持統ら前大王のキサキの一人であり、その人物こそが「太后」と尊称された人物であったと考えられる。⁽¹⁷⁾具体的にはモガリ対象者と主宰者の関係としては、後述するように仲哀―神功、敏達―推古、舒明―皇極、

齊明―天智、天智―倭姫、天武―持統、文武―元明などの事例が存在する。

『日本書紀』の「皇太后」追号は、死後の追号を含む令制下とは異なり、実子の即位に限定され、「オオキサキ」と訓まれているのは、元キサキの権力的なあり方を示している。少なくともモガリの主宰は、多くのキサキのうち一人が相対的序列により選択されており、そこに単なる称号に留まらない特殊な政治的地位を想定することは可能である。大兄・大王の称号も排他的身分称号として制度的なものではないが、その称号には明らかに政治的意味が伴っていたことと共通する⁽¹⁸⁾。

令制以前の大王と同じくキサキの身位も終身的で、三后の区分がなかったとすれば、キサキの序列に現キサキと元キサキの区分はなく、代替わりしてもキサキの称号は変わらないことになる。モガリにおいて、元キサキではあるが、次期天皇の生母ではない、間人皇女や倭姫王のような王族内部の年長者も含まれている点は、「大后」の用例として無視できないもので、『日本書紀』の皇后記載をすべて信用することはできないが、反対に王族に拘泥しない『古事記』や「天寿国繡帳銘」の用例は、当時の意識として尊重すべきである。大王空位時における、権力的編成のあり方として、推古や持統に典型的なように、モガリの主宰・次期大王の指名・大王代行というステップを昇り、その連続性のうえに女帝の即位を位置付けることは、非常時の安全弁としての役割として重要である⁽¹⁹⁾。

以下では具体的なモガリの歴史の変遷を史料に即して検討する。

② 倭国の喪葬儀礼

まず三世紀の「魏志倭人伝」の記述では、死から埋葬まで十日間ほどのあいだ、喪主は泣き、他の参集者は歌い踊り、肉は食べず酒を飲むと

ある。泣くことや歌舞・飲酒は死者に対する儀礼で、本来的なモガリと考えられる。

「魏志倭人伝」

其死、有棺無槨、封土作冢。始死停喪十余日、当时不食肉、喪主哭泣、他人就歌舞飲酒。已葬、举家詣水中澡浴、以如練沐。

つぎの七世紀の『隋書』倭国伝では、十日程度の期間であったとする葬儀が、一般的な葬儀と区別されて、支配層は三年のモガリを行ったとあるように、長期化している⁽²⁰⁾。

『隋書』倭国伝

死者斂以棺槨、親賓就屍歌舞、妻子兄弟以白布製服、貴人三年殯於外、庶人卜日而瘞。及葬、置屍船上、陸地牽之、或以小輿。

支配層は三年のモガリ、庶民は卜占により日を決めて埋葬するとある。貴人に対する葬礼に対して初めて「殯」の語が用いられているのは注目される。庶民は以前と同じく十日程度のモガリであったと推測される。おそらく渡来人の喪葬儀礼の導入によりモガリが整備され、長期化して「殯」と表現されるようになったと考えられる。「魏志倭人伝」にはすでに「喪主」と「他人」の役割（哭泣と歌舞飲酒）が明確に区別して書かれ、役割分担が明瞭であったことを示している。『後漢書』では「家人」と「等類」（同族）と表現され、「喪主」は家人すなわち妻子のような狭い同居家族を指している。『隋書』倭国伝にも「親賓就屍歌舞、妻子兄弟以白布製服」とあることを参考とするならば、「他人」と「親賓」は歌舞という儀礼が共通するので、明らかに喪主（家人・妻子）と他人（等類・親賓）が区別され、同居家族の妻子（家人）が「喪主」であったと解釈される。

次に、「記紀」にみられる神話的な喪葬観念を確認しておく。まず、『古事記』上巻には、イザナミのモガリと死が語られている。そのプロ

セスは、Aイザナミは火の神を生んだ後、異常死をとげ、「神遊り坐しき」(死とは異なる別世界への移動)と表現、Bイザナギの遺体への匍匐・哭泣、C比婆の山への「葬り」、Dイザナギの黄泉国訪問、E肉体の腐敗の目撃、Fイザナギの逃走・イザナミの追跡、G黄泉比良坂の千引の岩による閉塞、H「事戸渡し」(黄泉比良坂での死者との断絶)、Iイザナギの川での禊ぎ、という構成であり、横穴石室での喪葬儀礼やモガリ儀礼を前提に語られていると考えられてきた。⁽²¹⁾

ここではとりわけ、Bに描かれたイザナギがイザナミの遺体に嘆きの言葉を発し、腹ばいで枕元と足元ににじりより泣く、という行為が注目される。

『古事記』上巻

故爾、伊耶那岐命詔之、愛我那迹妹命乎、謂「易子之一木」乎、乃匍匐御枕方、匍匐御足方而、而哭時、於御涙、

『日本書紀』神代紀上第五段一書第六

于レ時伊弉諾尊恨之曰、唯以二一兒一、替二我愛之妹者一乎、則匍匐頭辺一、匍匐脚辺一、而哭泣流涕焉。

悲しみの言葉を捧げる誄・発哀の儀礼であり、遺体のもとに這って泣く匍匐・発哀儀礼として位置付けられる。また、『日本書紀』神代紀上第五段一書第九では、「伊弉諾尊欲レ見二其妹一。乃到二殯斂之処一。是時伊弉冊尊猶如二生平一出迎共語」とあるように、イザナギがイザナミの腐乱した遺骸を見た際に、「殯斂之処」で、生きているかのように出迎え、語ったとある。「殯斂の処」すなわち、モガリの場では、遺体に対する語りかけであるタマフリ儀礼がおこなわれていたことが想像される表現である。

つぎは同じく『古事記』上巻にみえるアメノワカヒコ(天若日子)のモガリを取り上げる。ここで注目されるのは、葬儀に関連する役割を担う人材が、鳥に例えられて記載されることである。これは死者の靈魂を

他界に連れて行くと信じられた鳥からの連想であろう。

『古事記』上巻

故、天若日子之妻、下照比売之哭声、与レ風響到レ天。於是、在レ天、天若日子之父、天津国玉神及其妻子、聞而、降来、哭悲、乃於二其処一作喪屋一而、河雁為二岐佐理持一、鷲為二掃持一、翠鳥為二御食人一、雀為二確女一、雉為二哭女一、如此行定而、日八日夜八夜以、遊也。

天若日子の死去にあたっての喪葬の様相が記される。すなわち、妻の下照比売の泣く声が天に届くと、天にいる父天津国玉神と妻が地上に降り、泣き悲しんで喪屋を作った。河雁を岐佐理持、鷲を掃持、翡翠を御食人、雀を確女、雉を哭女に任命した。そして、八日八夜にわたり遊んだという。それぞれの役割について、岐佐理持は、遊離した靈魂を元の体呼び戻そうとする魂呼び・タマフリ(魂振り)の役、掃持は、箒は蘇生させる呪具とすれば、遺体を撫でることにより、タマフリによる甦りを期待する役目、御食人は死者への供物を料理し供える役、確女は確で米を搗いて死者の食事をつくる女で臼を杵で搗く音をたてるような舞踏で魂呼びをする役、哭女は喪葬の時に泣く女で、泣き声を声高にたてることで魂呼びをする役などと推定される。⁽²³⁾『日本書紀』神代下第九段本文にはさらに尸者(身代わり役か)・造綿者(死者に着せる衣服を作る役)・穴人者(鳥獣の肉を料理する役)の役割もみえる。重要なのは、これらの諸役のうち明らかに女性と考えられる「某女」は、確女と哭女のみで、女性だけが喪屋に奉仕したわけではないことが確認される。また、喪屋での儀礼が「遊ぶ」と表現されていることは、後述するように天皇の殯宮に侍して鎮魂の歌舞により死魂の荒廃を防ぐことを行った部民「遊部」との関連が指摘できる。

なお、天若日子(天稚彦)伝承については、A『古事記』上巻、とB『日本書紀』神代下第九段本文およびC同一書に、やや異なる伝承が伝えられている。喪屋の設置者については、A父と妻子、B父、C妻子と伝え、

弔問客に対応したのは、A父と妻、B親族妻子、C妻子とあることから、総合すると男性である父を含む親族たちと推測、天の妻は喪屋の設置や弔問客対応をおこなっているが、地の妻である下照姫はその場には不在のように見えるとして、稲田奈津子氏は女性の忌み籠もりに対して否定的な見解を提起している⁽²⁴⁾。

しかしながら、地の妻である下照姫が喪屋に不在であるように描かれるのは、兄の顔を当然知っている妹がその場面に同席する場合には、兄と夫との混同が生じ得ないため、同席を避けたという物語構成上の問題に起因し、一般化はできないこと、そして、喪屋の構成者が女性に限定されないことは首肯されるが、『隋書』倭国伝の記載によれば、「妻子兄弟」のうちから喪主が選ばれるのが一般的でないかとの推測を別稿において論じた⁽²⁵⁾。

いずれの記載にも阿遲志貴高日子根が喪屋を訪れた際、容貌が似ているので、遺族は天若日子が生き返ったと思い手足に取りすがって泣き悲しんだとある。岐佐理持が遊離した靈魂を元の体と呼び戻そうとする魂呼び・タマフリ（魂振り）の役であるとすれば、岐佐理持らのモガリ儀礼によって死者が生き返ったと誤解したモチーフが背景に想定される。モガリ儀礼では死者の復活を願うタマフリ儀礼が要素として存在したことになる。

さらに『日本書紀』仁徳即位前紀にも、モガリ儀礼を推測できる記述がある。

『日本書紀』仁徳即位前紀

爰太子薨之經三日。時大鷦鷯尊擗擗疊哭、不知_レ所如_一、乃解_レ髮跨_レ屍、以_三呼曰、我弟皇子。乃応時而活、自起以居。……乃且伏_レ棺而薨。於_レ是大鷦鷯尊素服為_二之_一發哀、哭之甚慟。仍葬_二於菟道山上_一。

兄大鷦鷯尊（仁徳）と弟菟道稚郎子の争いにおいて弟が自殺する。死後

三日目に兄は弔問に訪れ胸を打ちながら泣き、結った髪をほどいて、弟の死体にまたがり、三回名を呼ぶとたちまち生き返った。弟は天命だといいい、棺に伏して、死去した。兄は白い服をまとい発哀、哭したという。ここでの兄大鷦鷯の髪を解きほどこき、名を幾度か呼ぶ行為は、モガリにおける招魂・魂呼の作法であり、白い服をまとい発哀、哭したのも終了時の作法と推測される⁽²⁶⁾。

モガリ儀礼の大王による独占を示すものとして六四六年には大化の薄葬令が出されている。中国の故事に習い、民衆の犠牲を軽減するため、石室や墳丘の規模、葬具の種類、労役従事者の人数、造営の日数など、王臣と庶民の身分に応じて作つてよい陵墓を制限した。関連して殉死・殉葬・副葬品など旧来の風習も廃止した。それらの規定の一つとして王以下は殯を営むことが禁止された。

『日本書紀』大化二年三月甲申状

凡王以下及至_三庶民_二不_レ得_レ營_レ殯。……凡人死亡之時、……或為_二亡人_一、断_レ髮刺_レ股而誄。如_レ此旧俗、一皆悉断。

これによりモガリは、大王家（大王およびその妻子）のみがおこなえることとなり、儀礼の独占がなされたことになる。亡き人のために髪を切り、股を刺して誄をすることも旧俗として禁止された。モガリは特権的な儀礼として神聖化され、この期間中の合意形成により後継者を決定するというのが一般化し、皇位継承と深い関係を有するようになった。モガリは、仏教的要素を加味して皇位継承との深い関係を持ちつつ大規模化・長期化するが、哭泣・歌舞・飲食などを内容とする盛大なモガリ儀礼を首尾よく終えることが政争の回避にとってより重要な意味をもつようになった。しかし、持統朝以後の火葬や都城制の導入により衰退していく。

さらに『令集解』喪葬令親王一品条所引の古記によれば、遊部は代々天皇の殯宮に供奉し、氏は禰宜・余比と称して、禰宜は刀を負い戈を

持ち、余比は酒食を捧げ刀を佩き、秘辞を奏したと伝える。遊部は邪霊を排除し、殯宮において酒食を奉仕して鎮魂の歌舞により死魂の荒廃を防ぐことが職掌であった。伝承によれば雄略死去の際に、儀礼を担当していた比自支和氣を追い払い、七日七夜御食を奉らなかつたため、天皇の魂が荒びた。そのため比自支和氣の氏人を諸国に探すと円目王の妻（比自支和氣の女）がその子孫であることが知られたが、女が武器を負って奉仕するのは不都合として断つたとある。そして、男の円目王が代わりに喪屋で遺体に酒食を供え、刀や戈により邪霊を退けると雄略の亡魂は静まったという。親王・公卿の葬儀にも参加すべき者として規定されるが、後にこの儀礼は、「野中古市人歌垣之類」ともされるように葬送の行列を飾る単なる歌舞へと変質し、生目（垂仁）天皇の末裔で、円目王の子孫を称する者が奈良期において高市郡内に居住していたと伝える。これによれば天皇のモガリ儀礼の担い手であった遊部は、本来は男性が奉仕していたものと推測され、モガリに奉仕するのは女性に限らなかったことが知られる。

以上、モガリの内容を神話などから検討してきたが、モガリ儀礼には大別するとタマフリとタマシズメという二つの要素があつたと推定される。すなわち、タマフリとは衰弱した靈魂を賦活したり、肉体から遊離した靈魂をもどす儀礼である。イザナギ・イザナミの「殯斂之処」の伝承、岐佐理持の役割、大鷓鴣の髪を解きほどこき、名を幾度か呼ぶ行為などは、これに該当する。やがて肉体の腐敗により死を確認すると、タマシズメという亡霊や邪霊が災いすることから亡霊を慰撫し、邪霊を駆逐する儀礼がおこなわれる。モガリ儀礼の後半部分に相当し、遊部がおこなつた死者の靈魂や邪霊の撃退をする儀礼に相当する。これには死者の荒ぶる魂を鎮めて無害化する意味があると考えられる。

③ 天皇のモガリ

つぎは、『日本書紀』の記載を中心に各天皇のモガリの様子を検討したい。正史には仲哀天皇など十二代に記事がみられる。伝承的だが崩御から埋葬までの期間が最大なのは孝昭天皇の三十九年が最長で（孝昭天皇八三年に崩御した孝昭天皇は次の孝安天皇三八年に孝昭天皇は埋葬と伝える）、反正の五年十ヶ月がこれに続く。欽明からモガリ記事が連続するので、血縁継承の開始や祖先の意識の深まりも考慮すれば、制度的画期をこの頃に置くのが相応しい。モガリの長期化により、もはや本来のタマフリによる生身の蘇生への期待は薄れ、「政治的身体」の継承儀礼としての意義が強調されるようになる。

天武の葬儀によれば、殯庭では、発哭・発哀・供物・誄・歌舞などの儀礼が確認される。哭泣には哭と哀の区別があり、歌舞としては楽官奏楽、楯伏舞、鼓吹幡旗などが記載される。供物についても花蔓・奠・嘗（御青飯）などとある。

まず仲哀のモガリ記事が初見である。

『日本書紀』仲哀紀九年二月丁未条

天皇忽有^二痛身^一、而明日崩。……於^レ是皇后及大臣武内宿禰匿^二天皇之喪^一。不^レ令^レ知^二天下^一。……而殯^二于豊浦宮^一、為^二无火殯斂^一。〔无火殯斂。此謂^二褒那之阿餓利^一。〕

仲哀は熊襲を討ちに九州にでかけたが、負けて筑紫の宮に帰り、神宮皇后に憑依した神のこぼを信じなかつたため死去した（一説に熊襲の矢に当たつて死んだとする）。そのため天皇の死を隠して「无火殯斂」〔ホナシアガリ〕（灯火を焚かないモガリ）をしたとある。逆に言えば、火を灯しながらモガリをおこなうことが普通であつたことが知られる。

つぎに允恭のモガリについては、以下の記載がある。

『日本書紀』允恭紀四二年正月戊子条

天皇崩。時年若干。於是新羅王聞「天皇既崩」、驚愁之、貢上調船八十艘及種種樂人八十。是泊「对馬」而大哭。到「筑紫」亦大哭。泊「于難波津」、則皆素服之、悉捧「御調」、且張「種種樂器」。自難波「至于京、或哭泣或歌舞、遂參「会於殯宮」也。

新羅王が允恭の死去を聞き、種々の樂人を伴って弔問の使節を派遣、对馬・筑紫で大哭、難波津で喪服に着替え、哭泣・歌舞し、殯宮に参会したと伝える。後に展開するモガリ儀礼の要素が、新羅弔問使の儀礼に含まれていることが注目され、海外文化の影響で殯宮儀礼が整備されたことを示すものとも考えられる。なお、玉田宿禰に反正天皇の殯を担当させ「殯宮大夫」に任命したともある（允恭五年七月己丑条）。これは、大夫層がモガリを担当するようになった六世紀以降の史実の反映と考えられる。

これら伝承的な記載を除けば、欽明期以降にモガリ記事が連続するようになり、死去から埋葬までの記載が詳細となる。欽明にも、新羅からの弔問使の記載があり、河内古市での五ヶ月のモガリが想定される。

『日本書紀』欽明紀三二年（五七一）四月是月条

天皇遂崩「于内寝」。時年若干。

『日本書紀』欽明紀三二年（五七一）五月条

殯「于河内古市」。

『日本書紀』欽明紀三二年（五七一）八月丙子条

新羅遣「弔使未叱子失消等」、奉「哀於殯」。

『日本書紀』欽明紀三二年（五七一）八月是月条

未叱子失消等罷。

『日本書紀』欽明紀三二年（五七一）九月条

葬「于松隈坂合陵」。

つぎに敏達へのモガリ記事については比較的詳細な記載が残る。

『日本書紀』敏達紀十四年（五八五）八月己亥条

天皇病弥留、崩「于大殿」。是時起「殯宮於広瀬」。馬子宿禰大臣佩刀而誅。物部弓削守屋大連听然而咲曰、如「中」獵箭之雀鳥焉。次弓削守屋大連手脚揺震而誅。〈揺震戦慄也〉。馬子宿禰大臣咲曰、可「懸」鈴矣。由「是」臣微生「怨恨」。三輪君逆使「隼人相距於殯庭」。穴穗部皇子欲「取」天下。発憤称曰、何故事「死王之庭」。弗「事」生王之所「也」。

『日本書紀』用明紀元年（五八六）五月条

穴穗部皇子欲「奸」炊屋姫皇后、而自強入「於殯宮」。寵臣三輪君逆乃喚「兵衛」重「璪宮門」、拒而勿「入」。穴穗部皇子問曰、何人在「此」。兵衛答曰、三輪君逆在焉。七呼「開」門、遂不「聽」入。於是穴穗部皇子謂「大臣与」大連「曰」、逆頻無「礼」矣。於「殯庭」誅曰、不「荒」朝廷、「淨如」鏡面、「臣治平奉仕。即是無「礼」。方今天皇子弟多在、兩大臣侍。誰得「恣」情、專言「奉仕」。又余觀「殯内」、拒不「聽」入。自呼「開」門、七廻不「応」。願欲「斬」之。兩大臣曰、随命。於是穴穗部皇子陰謀「王」天下「之事」。而口詐在「於殺」逆君「」。

敏達の殯宮の様子によれば、「炊屋姫皇后」が殯宮におり、穴穗部皇子は「殯内」を観ようとして許されなかったことが確認される。重要なのは殯宮の場所が広瀬という河原であり、宮殿ではないことである。誅は殯宮でおこなわれたことからすれば、そもそも殯庭は殯宮の内部に存在し、その一部であった。また、広瀬では殯庭への侵入を隼人や兵衛が防いだともあるように、「殯内」と表現された内部には、誅などの儀礼がおこなわれる「殯庭」と遺体を納めた柩を安置した「殯宮（喪屋・大殿）」で構成され、隼人や兵衛が守る宮門が存在したと推測される。さらに、持統の葬儀では「作殯宮司」とともに「造大殿垣司」という臨時官司が設置されていることから垣が確認され（『続日本紀』大宝二年十二月乙卯条）、殯宮には大殿を囲む宮門と垣が重要な構成要素であったことが

知られる。宮外の広瀬で三輪君逆の侵入を防ぐため隼人に殯庭を守らせたとあることから門と垣に囲まれた内部が想定される。したがって、この河原での儀礼は、おそらく喪屋（殯大殿）と殯庭（誄）が門（隼人・兵衛）と垣で囲われる一体的な構造であったと想定される。そうだとすれば、穴穂部皇子は外側の門で殯内への侵入を拒絶されたことになる。少なくとも殯庭において誄が臣下の男性たちにより奏上されていることからすれば、男性が殯宮内部（殯内）に立ち入ることは、認められていないことになる。男女により内外が必ずしも厳重に区分されたものではないことが指摘できる。三輪君逆が後に磐余池辺にいたのは即位した用明の宮に奉仕していたからではなからうか。さらに、蘇我馬子と物部守屋が互いに誄をして争ったとの記載は、先述の反正天皇の殯において大夫が殯宮を運営したという伝承の歴史的前提となる。

推古による敏達のモガリは、『日本書紀』敏達紀十四年八月己亥条に「天皇病弥留、崩于大殿」。是時起「殯宮於広瀬」と見えてから、同崇峻紀四年四月甲子条に「葬」詠語田天皇於磯長陵」とあるまで、つまり五八五年八月から五九一年四月までの五年八ヶ月がその期間と考えられる。この期間に用明と崇峻の即位があり、用明のモガリとも重なる特異な時期にあたる。用明のモガリは明記されていないが、『日本書紀』用明二年四月癸丑条に「天皇崩于大殿」、同崇峻紀即位前紀用明二年四月条にも「橘豊日天皇崩」と見えてから、同用明紀二年七月甲午条に「葬于磐余池上陵」とあるまで、五八七年中における最大三ヶ月間と推測される。まさにこの期間に重要な事件が発生している。

『日本書紀』崇峻即位前紀用明天皇二年六月庚戌条

蘇我馬子宿禰等奉炊屋姫尊、詔佐伯連丹経手・土師連磐村・的臣真嚙曰、汝等嚴兵速往、誅殺穴穂部皇子与宅部皇子。

敏達および用明天皇のモガリ期間中、蘇我馬子が元キサキ炊屋姫を奉じて、穴穂部皇子の誅殺を命令している。用明のモガリも同時進行中であ

ることを勘案すれば、複数のモガリの主宰者が併存するにもかかわらず、元キサキの序列上位者が権力的な命令（詔）を發布していることが確認される。おそらくは、年齢・先代キサキ・キサキ経験年数などが考慮されて、用明の元キサキであった間人穴穂部よりも炊屋姫が上位のキサキと判断されたと推測される。元キサキのうちで相対的に上位なキサキが政治的モガリを主宰するとともに、大王空位の期間においては権力的な命令（詔勅）が可能であり、死後の追号として金石文や『日本書紀』には有力なキサキとして「太后」の尊称が用いられたと考えられる。

讓位制確立以前の王位継承は、推古没後の混乱において「葬礼畢りぬ。嗣位未だ定まらず」（舒明即位前紀推古三六年九月条）とあるように、通常はモガリの終了までに決定していたことが慣行として想定される。実例においてもモガリの最終段階での「皇祖等之騰極次第」（持統紀二年十一月乙丑条）、「息長山田公奉誄日嗣」（皇極紀十二月乙未条）と表現された誄による日嗣の奏上（嗣位の決定）がなされていたことが指摘できる。多くの場合、そのモガリを主宰したのは、他ならぬ前大王のキサキの一人であり、その人物こそが「太后」の尊称が与えられた人物であったと考えられる。少なくともモガリの主宰は、多くのキサキのうち一人が選択されており、そこに単なる称号に留まらない特殊な政治的地位を想定することは可能である。この場合のモガリ主宰とは、忌み籠もる要素よりも、この期間における権力的・政治的な振舞いこそが女帝に連続する重要な要素と考える。しばしば「詔勅」と表現される権力的な発動が確認され、次期王位継承者についての合意形成や指名が行われていることは重要で、まさにこの点に女帝へ連続する要素が確認される。

用明や崇峻の即位は敏達のモガリ期間中であることを重視するならば、正式な即位とは言いにくい異常なあり方している。とりわけ用明の執政については、用明天皇は「諒闇に居すと雖も、勤めざるべからず」

という状況のため「即位と称せず」（『聖徳太子伝暦』）と評されたようにモガリ終了以前の即位として扱われ正式な即位とはされていない（事績もほとんどなく、踐祚を示す新嘗の直後から病臥）。推古の後援による称制的・共治的なあり方が読み取れる。推古が用明よりも形式的には上位の地位にあったとも推測される。崇峻についてもその即位は、「炊屋姫尊与三群臣」、勸進天皇¹、即天皇之位」（『日本書紀』崇峻即位前紀用明天皇二年八月甲辰条）とあるように推古による指名であることが確認される。

このように推古による敏達朝のモガリ期間中に、蘇我氏と物部氏のモガリでの対立から物部氏の滅亡への展開、用明・崇峻さらには穴穂部間人・宅部・彦人大兄ら有力なミコたちが死去し、さらに少なからず推古は、これらミコたちの擁立（用明・崇峻）・失脚（穴穂部間人・宅部）に主導的に関与していることを重視するならば、大王空位時の元キサキの役割の大きさと、女帝としての即位は連続的に理解される。女帝出現の背景として、モガリの期間中に元キサキが大きな政治的役割を果たしており、それは前王の近親者としてモガリを主宰したことに求めるのが妥当と判断される。⁽²⁸⁾

『日本書紀』からは、推古・舒明・孝徳・斉明のモガリ期間が推測できらる。

推古天皇 六ヶ月

舒明天皇 一年二ヶ月

孝徳天皇 二ヶ月

斉明天皇 五年三ヶ月

『日本書紀』斉明紀七年（六六一）七月丁巳条

天皇崩²于朝倉宮。

『日本書紀』斉明紀七年（六六一）八月甲子朔条

皇太子奉³徙天皇喪⁴、還至⁵磐瀨宮。是夕於⁶朝倉山上⁷有⁸鬼、

著⁹大笠¹⁰、臨¹¹視喪儀¹²。衆皆嗟恠。

『日本書紀』斉明紀七年（六六一）十月己巳条

天皇之喪¹³歸就¹⁴于海¹⁵。於是皇太子泊¹⁶於一所¹⁷、哀¹⁸慕天皇¹⁹。

『日本書紀』斉明紀七年（六六一）十月乙酉条

天皇之喪、還泊²⁰于難波²¹。

『日本書紀』斉明紀七年（六六一）十一月戊戌条

以²²天皇喪²³殯²⁴于飛鳥川原²⁵。自此發哀至²⁶于九日²⁷。

『日本書紀』天智紀六年（六六七）二月戊午条

合²⁸葬天皇財重日足姫天皇与²⁹間人皇女³⁰於小市岡上陵³¹。是日、以³²

皇孫大田皇女³³葬³⁴於陵前之墓³⁵。

斉明のモガリは、飛鳥でおこなわれ、中大兄が母斉明の柩とともに帰

国していることからすれば、この場合の喪主は彼がふさわしいと考えられる。

つぎに問題となるのは、天智のモガリである。

天智天皇 期間不明

『日本書紀』天智紀十年（六七二）十二月乙丑条

天皇崩³⁶于近江宮³⁷。

『日本書紀』天智紀十年（六七二）十二月癸酉条

殯³⁸于新宮³⁹。

『万葉集』卷二一一五一一一五四番歌

天皇大殯之時歌二首

如是有乃（懐）知勢婆大御船泊之登万里人標結麻思乎 額田王

（かからむとかねて知りせば大御船泊てし泊りに標結はましを）

八隅知之吾期大王乃大御船待可將恋四賀乃辛埼 舍人吉年

（やすみしし我ご大君の大御船待ちか恋ふらむ志賀の唐崎）

大后御歌一首

鯨魚取淡海乃海乎輿放而榜来船 辺附而榜来船 奥津加伊 痛勿波

祢曾 辺津加伊 痛莫波祢曾 若草乃 婦之念鳥立

(鯨魚取り 近江の海を 沖放けて 漕ぎ来る船 辺付きて 漕ぎ来る船 沖つ 權いたくな 揆ねそ 辺つ 權いたくな 揆ねそ 若草の 夫の 思ふ鳥 立つ)

石川夫人歌一首

神楽浪乃 大山守者 為誰 (可) 山尔 標結 君毛 不有国

(楽浪の 大山守は 誰がためか 山に 標結ふ 君も あらなくに)

天智の葬儀においては、『万葉集』に「天皇大殯之時歌」(巻二 一五一―一五四番歌)として、額田王、舎人吉年、大后(倭姫)、石川夫人の名前が見える。これまでは、殯宮に忌み籠もる女性たちとして位置づけ、これら挽歌群が詠まれたと想定してきた。

和田氏は、内(女の挽歌)と外(男の詠)に二分された殯宮という二項対立的な議論を前提に、これらの挽歌から忌み籠もる女性のイメージを強調し、巫女的な女帝イメージに連続させる議論を展開する。しかしながら、稲田氏が塚本澄子・上野誠氏の挽歌研究を援用して批判されるように「女の挽歌」論は、現在では根拠がなく疑問視されるようになった。

挽歌の解釈においても、天智の妻とされるのは、大后と表記された倭姫のみであること、詠まれている内容が近江の湖畔をいずれも題材としており、山科と想定される殯宮とは異なる場所で詠まれた可能性が指摘できること、舎人吉年の名前は必ずしも女性の名前ではなく男性の可能性が高いこと、などが疑問として指摘できる³⁰⁾。

なお、モガリの主宰は前王の近親者が務めたと想定され、斉明死去時の中大兄のように必ずしも女性に限定されないが、その機会は多かつたと考えられる。当然ながら、通説のようにモガリの宮に主宰者が常時籠もる必要はないと考える。

天武天皇 二年一ヶ月

『日本書紀』朱鳥元年(六八六) 九月丙午条

天皇病遂不_レ差。崩_二于正宮_一。

『日本書紀』朱鳥元年(六八六) 九月戊申条

始_二發哭_一。則起_二殯宮於南庭_一。

『日本書紀』朱鳥元年(六八六) 九月辛酉条

殯_二于南庭_一、即_二發哀_一。

『日本書紀』朱鳥元年(六八六) 九月甲子条

平旦、諸僧尼_二發_二哭於殯庭_一乃退之。是日、肇進奠、即誄之。第一大海宿禰_二菟蒲誄_一王生事。次淨大肆伊勢王誄_二諸王事_一。次直大參皇犬養宿禰_二大伴_一誄_二宮内事_一。次淨大肆河内王誄_二左右大舍人事_一。次直大參摩真人_二因見誄_一左右兵衛事。次直大肆采女朝臣筑羅誄_二内命婦事_一。次直大肆紀朝臣真人誄_二膳職事_一。

『日本書紀』朱鳥元年(六八六) 九月乙丑条

諸僧尼亦哭_二於殯庭_一。是日、直大參布勢朝臣御主人誄_二太政官事_一。次直大參石上朝臣麻呂誄_二法官事_一。次直大肆大三輪朝臣高市麻呂誄_二理官事_一。次直大參大伴宿禰安麻呂誄_二大感事_一。次直大肆藤原朝臣大嶋誄_二兵政官事_一。

『日本書紀』朱鳥元年(六八六) 九月丙寅条

僧尼亦_二發哀_一。是日、直大肆阿倍久努朝臣麻呂誄_二刑官事_一。次直大肆紀朝臣弓張誄_二民官事_一。次直大肆穗積朝臣虫麻呂誄_二諸國司事_一。次大隅・阿多隼人及倭・河内馬飼部造、各誄之。

『日本書紀』朱鳥元年(六八六) 九月丁卯条

僧尼_二發哀_一之。是日百濟王良虞代_二百濟王善光_一而誄之。次国々造等隨_二參赴_一、各誄之。仍奏_二種々歌舞_一。

★この間に大津皇子の謀反事件発生

『日本書紀』持統紀元年(六八七) 正月丙寅朔条

皇太子率_二公卿百寮人等_一、適_二殯宮_一而_二慟哭焉_一。納言布勢朝臣御主人

誅之。礼也。誅畢衆庶發哀。次梵衆發哀。於是奉膳紀朝臣真人等奉奠。々畢膳部・采女等發哀。樂官奏樂。

『日本書紀』持統紀元年（六八七）正月庚午条

皇太子率^二公卿・百寮人等^一、適^二殯宮^一而慟哭焉。梵衆隨而發哀。

『日本書紀』持統紀元年（六八七）五月乙酉

皇太子率^二公卿・百寮人等^一、適^二殯宮^一而慟哭焉。於是隼人大隈・阿多魁帥、各領^二己衆^一、互進誅焉。

『日本書紀』持統紀元年（六八七）八月丙申条

嘗^二于殯宮^一。此曰^二御青飯^一也。

『日本書紀』持統紀元年（六八七）九月辛未条

設^二齋於殯宮^一。

『日本書紀』持統紀二年（六八八）正月庚申朔条

皇太子率^二公卿・寮人等^一、適^二殯宮^一而慟哭焉。

『日本書紀』持統紀二年（六八八）正月辛酉条

梵衆發^二哀於殯宮^一。

『日本書紀』持統紀二年（六八八）三月己卯条

以^二華綬^一進^二于殯宮^一。藤原朝臣大嶋誅焉。

『日本書紀』持統紀二年（六八八）八月丙申条

嘗^二于殯宮^一而慟哭焉。於^レ是大伴宿禰安麻呂誅焉。

『日本書紀』持統紀二年（六八八）十一月戊午条

皇太子率^二公卿・百寮人等^一與^二諸蕃賓客^一。適^二殯宮^一而慟哭焉。於是奉^二奠奏楯節舞^一。諸臣各奉^二己先祖等所^レ仕狀^一、通進誅焉。

『日本書紀』持統紀二年（六八八）十一月己未条

蝦夷百九十余人、負^二荷調賦^一而誅焉。

『日本書紀』持統紀二年（六八八）十一月乙丑条

布勢朝臣御主人・大伴宿禰御行、通進而誅。直広肆当麻真人智徳、奉^二誅皇祖等之騰極次第^一。礼也。古云^二日嗣^一也。畢葬^二于大内陵^一。

『日本書紀』によれば、朱鳥元年（六八六）九月丙午（九日）に天武は死去し、同戊申（十一日）にはモガリが開始され、持統二年（六八八）十一月乙丑（十一日）に大内陵に埋葬されるまで二年以上の長期にわたるモガリは継続している。大津皇子の謀反は、まさにモガリが開始された直後の朱鳥元年十月己巳（二日）に発覚している。大津皇子は、天智の娘大田皇女と天武の間に生まれた皇子で、大田皇女は持統の姉にあたり、若くして亡くなっていなければ、大津の即位の可能性はその資質により草壁よりも高かったと考えられる。すでに同年七月には、天武の意思により皇后（持統）と皇太子（草壁）による代行が正式に認められており、さらに持統が天武のモガリを主宰し、その間において天皇権力を代行するという特殊な政治権力を掌握することができたことで、推古の前例に従って、大津の排除は、対等な権力闘争ではなく正当な権力行使により行えたと評価される。先述したように推古は敏達のモガリの期間において、ミコたちの擁立（用明・崇峻）・失脚（穴穂部間人・宅部）などに主導的に関与していることと類似する。大津を排除することができた前提には、こうした日嗣を定める政治的なモガリ期間において特殊な政治的立場に持統があったことに考慮する必要がある。さらに、九月中にモガリ儀礼において国造や六官など、官僚組織からの忠誠の確認がなされた直後において、大津の排除を実行していることは重要な意味があったと考えられる。⁽²¹⁾

以上の史料に即するならば、敏達は広瀬、推古は南庭、舒明は宮北（百濟大殯）、孝徳は南庭、斉明は飛鳥川原、天智は近江宮に近接した新宮、天智は南庭においてモガリをおこなったことが確認される。おおよそ、

I 敏達の広瀬、斉明の飛鳥川原のような宮外

II 舒明の宮北（百濟大殯）、天智の新宮のような隣接地

III 推古・孝徳・天武の南庭のような宮内

という三類型に分類される。そして、おそらく伝統的な儀礼であるモガリの性格により、必ずしも直線的に場所が移行したわけではなかったが、大局的に見れば、Ⅰ宮外の殯宮→Ⅱ宮の隣接地→Ⅲ宮内の南庭へと場所が変遷していくことが指摘できる⁽³²⁾。

さらに、藤原京成立後の都城内部で行われた持統以降のモガリについて検討したい。

持統天皇 一年

『続日本紀』大宝二年(七〇二)十二月甲寅条

太上天皇崩。遺詔、勿_レ素服_レ悲哀_一。内外文武官_レ釐務如_レ常。喪葬之事、務_レ從_レ儉約_一。

『続日本紀』大宝二年(七〇二)十二月乙卯条

以_二三品穗積親王、從四位上犬上王、正五位下路真人大人、從五位下佐伯宿禰百足、黃文連本実_一、為_二作殯宮司_一。三品刑部親王、從四位下広瀬王、從五位上引田朝臣宿奈麻呂、從五位下民忌寸比良夫、為_二造大殿垣司_一。

『続日本紀』大宝二年(七〇二)十二月辛酉条

殯_二于西殿_一。

『続日本紀』大宝三年(七〇三)十月丁卯条

任_二太上天皇御葬司_一。以_二三品穗積親王_一為_二御裝長官_一、從四位下広瀬王・正五位下石川朝臣宮麻呂・從五位下猪名真人大村為_レ副。政人四人、史二人。四品志紀親王為_二造御竈長官_一、從四位上息長王・正五位上高橋朝臣笠間・正五位下土師宿禰馬手為_レ副。政人四人、史四人。

『続日本紀』大宝三年(七〇三)十二月癸酉条

從四位上當麻真人智德、率_二諸王・諸臣_一、奉_レ誄_二太上天皇_一。諡曰_二大倭根子天之広野日女尊_一。是日、火_二葬於飛鳥岡_一。

『続日本紀』大宝三年(七〇三)十二月壬午条

合_二葬於大内山陵_一。

まず、持統の段階には「作殯宮司」「造大殿垣司」という官司制的編成に変化したのが、内実は前代と同じく王族中心であり、殯宮と周囲の垣造宮に主眼が置かれたことが知られるが、作殯宮司は以後見えなくなる。モガリの場所は西殿とあるが、藤原宮の庭に作られた殯宮と推測される。太上天皇御葬司(持統)の名称がみえるが、御装(東)司と造御竈司の総称であり、王族中心の官人編成であった。モガリの期間は、西殿で開始された大宝二年十二月二十二日から大内山陵に埋葬された翌年の大宝三年十二月二十九日までの約一年であったことが知られる⁽³³⁾。

文武天皇 五ヶ月

『続日本紀』慶雲四年(七〇七)六月辛巳条

天皇崩。遺詔、拳哀三日、凶服一月。

『続日本紀』慶雲四年(七〇七)六月壬午条

以_二三品志紀親王、正四位下犬上王、正四位上小野朝臣毛野、從五位上佐伯宿禰百足、從五位下黃文連本実等_一、供_二奉殯宮事_一。拳哀、着服、一依_二遺詔_一行之。自_二初七_一至_二七七_一。於_二四大寺_一設齋焉。

『続日本紀』慶雲四年(七〇七)十月丁卯条

以_二三品新田部親王・從四位上阿倍朝臣宿奈麻呂・從四位下佐伯宿禰太麻呂・從五位下紀朝臣男人_一、為_二造御竈司_一。正四位下下毛野朝臣古麻呂・正五位上土師宿禰馬手・正五位下民忌寸比良夫・從五位上石上朝臣豊庭・從五位下藤原朝臣房前、為_二造山陵司_一。正四位下犬上王・從五位上采女朝臣枚夫・多治比真人三宅麻呂・從五位下黃文連本実・米多君北助、為_二御裝司_一。

『続日本紀』慶雲四年(七〇七)十一月丙午条

從四位上當麻真人智德、率_二誄人_一奉_レ誄。諡曰_二倭根子豊祖父天皇_一。即日、火_二葬於飛鳥岡_一。

『続日本紀』慶雲四年(七〇七)十一月甲寅条

奉_レ葬_二於松隈安古山陵_一。

伝統的な供奉殯宮事と奉誄の記事は、文武が最後である。モガリが開
始された慶雲四年六月十六日から松隈安古山陵に埋葬される十一月二十
日までのモガリ期間は五ヶ月で、持統よりも半分以下に短縮されてい
る。次の元明になるとモガリの期間はさらに短縮される。

元明天皇 六日

『続日本紀』養老五年(七二二) 十二月己卯条

崩_二于平城宮中安殿_一。時春秋六十一。遣_レ使固_二守三関_一。

『続日本紀』養老五年(七二二) 十二月庚辰条

從_二二位長屋王、從三位藤原朝臣武智麻呂等、行_二御装束事_一。從三位
大伴宿禰旅人供_二宮陵事_一。

『続日本紀』養老五年(七二二) 十二月乙酉条

太上天皇葬_二於大倭国添上郡椎山陵_一。不_レ用_二喪儀_一。由_二遺詔_一也。

ここでは、もはやモガリとの表現はなくなり、装束や宮陵の担当者が
置かれた養老五年十二月七日から大倭国添上郡椎山陵に埋葬された十二
月十三日までは、わずか六日に短縮されてしまう。以後は殯宮・奉誄の
記事もなくなり、モガリ期間の大幅な短縮がなされたのは、都城内での
長期的モガリが不可能となったことを示し、以後は庭ではなく、殿上の
儀礼になったと推測される。⁽³⁴⁾

④ 元キサキによる詔の実例

モガリ期間を中心とした空位時において、元キサキによる人格的権威
を前提とした「宣・告・命」とも表現される「口勅」が多数発出されて
いることが指摘できる。「詔勅」と表現される権力的な発動がこの間に
確認され、次期皇位継承者についての合意形成や指名が行われている。
これは殯宮においては生前と同じような群臣による奉仕関係が長期に継

続することが背景にある。モガリ期間における殯宮の主宰者は前王と権
力的に一体化した大王の代理的存在であったと位置付けられる。なお、
モガリ期間中(空位時)における元キサキによる命令は、公式的な国
家意思の表明とは異なるが、前代的な共同意思としての「口勅」として
の性格が強く、後述する光明皇太后の詔、太上天皇の詔などと類似す
る。⁽³⁵⁾ 天皇(大王)の言には、和語たるミコト(ミコトノリ)やオオミコ
ト(「のる」「おおす」の意味)に対して、(大)命・詔・勅(旨)など
の多様な漢語を充てており、文書形式の詔勅とは異なる口勅を含めて拡
大使用されている。表記と読みの違い、すなわち「文則皇太夫人、語則
大御祖」(『続日本紀』神龜元年三月辛巳条)のように「文」と「語」の
乖離が存在し、王言に対しては宣・告・符・寵命・教などの用字も使用
された。⁽³⁶⁾ 七世紀以前においては、文書行政は整備されておらず、ただミ
コトノリやオオミコトと称された王言が先行して存在したが、『日本書
紀』編者は、奈良時代以降の用字により内容の軽重に従って適宜区別し
て、(大)命・詔・勅(旨)さらには宣・告・符・寵命・教などと表記し、
質的な差異は存在しなかったと考えられる。

以下では、神功皇后、炊屋姫皇后、鸕野讚良皇后などの実例を検討す
る。
まず、伝説的な神功皇后であるが、モガリの開始直前に仲哀天皇の喪
を神功皇后と武内宿禰が秘すという政治的行為をおこなったとする。天
皇死去の直後に「皇后の詔」発布および四大夫への命令が記されている。
また、摂政期間中には、百濟からの使者に「皇太后勅」として多沙城を
与えて、宿駅としたと伝える。いずれも大命(オオミコト)などに言い
換え可能な口頭命令である。

『日本書紀』仲哀紀九年二月丁未条

天皇忽有_二痛身_一、而明日崩。……於是皇后及大臣武内宿禰、天皇
之喪、不_レ令_レ知_二天下_一。則皇后詔_二大臣及中臣烏賊津連・大三輪

大友主君・物部膽昨連・大伴武以連^一曰、今天下未^レ知^二天皇之崩^一。若百姓知之、有^二懈怠^一者乎。則命^二四大夫^一、領^二百寮^一、令^レ守^二宮中^一。窃収^二天皇之屍^一、付^二武内宿禰^一、以從^二海路^一遷^二穴門^一、而殯^二于豊浦宮^一、為^二无火殯斂^一。

『日本書紀』神功皇后撰政五十年五月条

皇太后勅云、善哉汝言。是朕懷也、増^二賜多沙城^一。為^二往還路駅^一。

さらに、『漢書』の潤色はあるが、群臣と百寮に「命」じて斎宮の造営もなされている(神功撰政前紀仲哀九年二月条)。一方で武内宿禰に「命」じて琴を弾かせたともあり(同三月条)、公的な命令と、私的な指図が同じく「命」となっていることは、口頭での指示で共通し、両者の区別が曖昧であったことを示している。

これらは、いずれも『日本書紀』編者による天皇空位期間における執政方式の認識を示すもので、天皇死去時には、元キサキによる非常時の執政が認められていたことがうかがわれる。

つぎは炊屋姫皇后の実例をとりあげる。敏達天皇のモガリ期間中、蘇我馬子が元キサキ炊屋姫を奉じて、穴穂部皇子の誅殺を「詔」していることが確認される。

『日本書紀』崇峻即位前紀用明天皇二年(五八七)六月庚戌条

蘇我馬子宿禰等奉^二炊屋姫尊^一、詔^二佐伯連丹経手・土師連磐村・的臣眞囓^一曰、汝等敵^レ兵速往、誅^二殺穴穂部皇子与^二宅部皇子^一。

この時期は先述したように、用明のモガリも同時進行中であり穴穂部間人皇后が主宰していたと考えられる。こうした複数のモガリの主宰者のなかで、元キサキの序列化がなされ、その中の一人にのみ非常時の執政が認められていたことになり、キサキ間における相対的な序列が存在したと判断される。おそらく、用明元キサキの間人穴穂部よりも上位のキサキ(年齢・先代キサキ・キサキ経験年数)として炊屋姫皇后が群臣に承認されたことにより、臨時執政の権限が行使できたと判断される。通

常は顕在化しないが、大王の執政に支障がある場合にのみ起動する安全弁として機能している。大後の称号は、こうした相対的な序列の最上位の元キサキに尊称として与えられたものと推測される。もちろん、大兄と同じく排他的な身分称号でも、制度的な称号でもないが、政治的・権力的な意味がそこに加わっていることも否定できない。

つぎは鷗野讚良皇后の実例をとりあげる。『日本書紀』によれば、朱鳥元年(六八六)九月丙午(九日)に天武は死去し、同戊申(十一日)にはモガリが開始され、持統二年(六八八)十一月乙丑(十一日)に大内陵に埋葬されるまで二年以上の長期にわたりモガリは継続している。

『日本書紀』持統即位前紀朱鳥元年(六八六)九月丙午条
天淳中原瀛真人天皇崩。皇后臨朝称制。

『日本書紀』持統即位前紀朱鳥元年(六八六)十月丙申条

詔曰、皇子大津謀反。誑誤吏民・帳内不^レ得^レ已。今皇子大津已滅。從者当坐^二皇子大津^一者、皆赦之。但斫杵道作流^二伊豆^一。又詔曰、

新羅沙門行心与^二皇子大津謀反^一、朕不^レ忍^二加法^一。徒^二飛驒国伽藍^一。

『日本書紀』持統元年(六八七)七月甲子条

詔曰、凡負債者、自^二乙酉年^一以前物、莫^レ収^レ利也。若既役^レ身者、不^レ得^レ役^レ利。

『日本書紀』持統元年(六八七)八月己未条

天皇使^二直大肆藤原朝臣大嶋・直大肆黃書連大伴^一、請^二集三百龍象大德等於飛鳥寺^一、奉^二施袈裟^一。人別一領。曰、此以^二天淳中原瀛真人天皇御服^一所^二縫作^一也。詔詞酸割、不^レ可^二具陳^一。

『日本書紀』持統元年(六八七)十二月庚子条

以^二直広參路真人迹見^一、為^二下饗^一新羅^一勅使^上。

『日本書紀』持統二年(六八八)二月乙巳条

詔曰、自^レ今以後。每^レ取^二国忌日^一、要須斎也。

『日本書紀』持統二年(六八八)六月戊戌条

詔、令_二天下_一、繫囚極刑減_二本罪_一等_一。輕繫皆赦除之。其令_二天下_一皆半_二入今年調賦_一。

★殯宮終了し大内陵へ埋葬

『日本書紀』持統三年（六八九）正月丙辰条
詔曰、麻呂等少而閑雅寡_レ欲。遂至_二於此_一、蔬食持_レ戒。可_レ隨_二所請_一出家修道_上。

『日本書紀』持統三年（六八九）正月壬戌条
詔_二出雲国司_一、上_下送遣_二值風浪_一蕃人_上。

『日本書紀』持統三年（六八九）二月丙申条
詔、筑紫防人滿_二年限_一者替。

『日本書紀』持統三年（六八九）三月丙子条
大_二赦天下_一。唯常赦所_レ不_レ免、不_レ在_二赦例_一。

★草壁皇子の死去

『日本書紀』持統三年（六八九）四月己酉条
詔、諸司仕丁、一月放_二飯四日_一。

『日本書紀』持統三年（六八九）五月甲戌条
命_二土師宿禰根麻呂_一。詔_二新羅弔使級食金道那等_一曰、太政官卿等奉勅奉宣、二年、遣_二田中朝臣法麿等_一、相_二告大行天皇喪_一。……

『日本書紀』持統三年（六八九）六月辛丑条
詔_二筑紫大宰粟田真人朝臣等_一、賜_二学問僧明聡・觀智等_一、為_レ送_二新羅師友_一綿、各一百四十斤_上。

『日本書紀』持統三年（六八九）七月丙寅条
詔_二左右京職及諸国司_一、築_二習射所_一。

『日本書紀』持統三年（六八九）八月辛丑条
詔_二伊予総領田中朝臣法麿等_一曰、讚吉国御城郡所_レ獲白燕宜_二放養_一焉。

『日本書紀』持統四年（六九〇）正月戊寅朔条

物部麿朝臣樹_二大盾_一。神祇伯中臣大嶋朝臣読_二天神寿詞_一。畢忌部宿禰色夫知、奉_二上神璽劍・鏡於皇后_一。皇后即天皇位。公卿・百寮羅列。匝拜而拍手焉。

朱鳥元年九月九日から持統四年正月一日までが皇后臨朝称制の期間で、この間に多くの「詔」が天皇でない元キサキから発出されている。このうち殯宮は朱鳥元年九月十一日から持統二年十一月十一日までで、大津皇子の謀反は殯宮の期間中で、『懷風藻』によれば河島皇子の密告による。

この間、草壁が官人を率いて、殯宮へ参列したとの記載が散見する。
『日本書紀』持統紀元年（六八七）正月丙寅朔条

皇太子率_二公卿百寮人等_一、適_二殯宮_一而慟哭焉。納言布勢朝臣御主人誅之。礼也。誅畢衆庶發哀。次梵衆發哀。於是奉膳紀朝臣真人等奉奠。々畢膳部・采女等發哀。樂官奏樂。

『日本書紀』持統紀元年（六八七）正月庚午条
皇太子率_二公卿・百寮人等_一、適_二殯宮_一而慟哭焉。梵衆隨而發哀。

『日本書紀』持統紀元年（六八七）五月乙酉
皇太子率_二公卿・百寮人等_一、適_二殯宮_一而慟哭焉。於是隼人大隈・阿多魁帥、各領_二己衆_一、互進誄焉。

『日本書紀』持統紀二年（六八八）正月庚申朔条
皇太子率_二公卿・寮人等_一、適_二殯宮_一而慟哭焉。

『日本書紀』持統紀二年（六八八）十一月戊午条
皇太子率_二公卿・百寮人等_一與_二諸蕃賓客_一。適_二殯宮_一而慟哭焉。於是奉_二奠奏楯節舞_一。諸臣各拳_二己先祖等所_レ仕狀_一、進進誄焉。

こうした記載を前提に、和田萃説によれば、これらの詔勅は草壁が発出の主体であったと推測する³⁷。しかしながら持統三年における草壁の死去後も、同様な詔は連続するので草壁が出したのではないことは明らかで、これらの詔は一貫して讚良皇后が主体のものであったと判断され

る。讀良皇后は殯宮において天武と一体化して群臣の奉仕を受ける存在であり、モガリの全期間籠もっていたのでは、国政上の指示は難しい。少なくとも当時の詔勅は対面による宣告が原則とすれば、頻繁な出御が求められたはずである。

ちなみに『万葉集』卷二には「天皇崩之時、大后御作歌」(一五九番歌詞書)、「一書曰、天皇崩之時、太上天皇御製歌二首」(二六〇・一六一番歌詞書)と表現されている。モガリを主宰する者としての同時代表記は「大后」であり、太上天皇は追号である。

つぎに文武のモガリ期間については、皇太妃阿閉皇女による「詔」が問題となる。⁽³⁸⁾

『続日本紀』慶雲四年(七〇七)六月庚寅条

天皇御「東楼」、詔召「八省卿及五衛督率等」、告以「依遺詔」撰「万機一之状」。

元明天皇の即位は七月十七日であり、即位以前の六月二十四日という段階で天皇の「詔」が出されていること、さらに文武のモガリ期間は六月十五日から十一月二十日の間で、まさにこのモガリ期間中の措置であることが指摘できる。これは即位前の皇太子令旨などと異なり(三后とは異なりそもそも皇太妃には令旨の発給権限はなく、皇太子や皇后の令旨であっても国家大事に適用されない⁽³⁹⁾)、元明の即位以前の文武のモガリ期間中に「天皇の詔」が出されている点が特異で、「遺詔」による「撰万機」の権限を文武から得て、天皇代理として執政していることが確認される。あくまで踐祚や即位前の長期的執政を示す称制記事ではなく、文武のミオヤたる元キサキによる天皇代行を示している。⁽⁴⁰⁾

とりわけ、直後の七月十七日の即位宣命に「不改常典」が初見することとは重要で、「先帝意思」による即位を強調する「不改常典」⁽⁴¹⁾は、この記事(「遺詔」)による「撰万機」の権限を文武から得たことが、元明が即位する正統性の根拠(直接の法的根拠)としていられると考えられる。先

帝意思による即位を強調する不改常典の原点はこの記事と考えられる。「八省卿及五衛督率等」という限られた文武の高級官人を召し入れて「詔」していることからすれば、機構を媒介にしない直接的な語り(口勅)による命令経路が機能したと考えられる。空位時の「詔」はミオヤたる元キサキの人格的権威を前提とした大命(みことのり)として発せられ、無記名であることを重視すれば、共同意思の「詔」として機能したことになる。おそらく殯宮においては生前と同じような群臣による奉仕関係が長期に継続することにより、モガリ期間における殯宮の主宰者は前大王と権力的に一体化した存在として権力行使が承認されたと考えられる。

しかしながら文武の葬儀以降、後継者の選定期間でもあった長期にわたる政治的モガリが廃止され、次期大王の指名をおこなった元キサキの役割が変化したことにより、先帝意思の尊重を示す「不改常典」の出現が必然化したと考えられる。モガリの主宰を前提した女帝の即位要件は変化し、元キサキではなくとも先帝の譲りがあれば、元明(皇太妃)・元正(内親王)・孝謙(皇太子)のように即位可能となった。

以上の検討によれば、モガリ期間中(空位時)における元キサキによる命令は、公式令的な国家意思の表明とは異なるが、前代的な共同意思としての「口勅」としての性格が強く、光明皇太后の詔、太上天皇の詔などと類似する⁽⁴²⁾。なお、皇太子や皇后の令旨は国家大事に適用されない。これは兵馬の権限がない日本の皇太子監国の規定は天皇空位時には機能しないためである。⁽⁴³⁾

⑤モガリの衰退と元キサキの変質

つぎに、殯儀礼が衰退した後に立后した非王族出身の藤原光明子について、元キサキの地位の変化や女帝即位の可能性について考察したい。

藤原光明子は実子天皇（孝謙）の即位によって皇太后になり「しりへの政（内治）」を実現した。これは、持統のような王族出身で女帝となつた七世紀以前のあり方とは大きく異なる。しばしば「六世紀型」と「八世紀型」の皇統形成原理の違いとして対比的に説明されるものである。⁽⁴⁴⁾ 族内婚から族外婚への転換が光明子の立后を境としておこなわれたと評価される。これと連動するように光明子の立后宣命以降、「（食国）天下の政」における「しりへの政」という表現が定型句として用いられるようになる。

『続日本紀』天平元年（七二九）八月壬午条

又於天下政置而、独知^倍物不有。必^母斯理幣^能政有^倍。此者事立^尔不有。天^尔日月在如、地^尔山川有如、並坐^而可有^止言事者、汝等王臣等明見所知在。

これは故皇太子の生母であったことを立后の理由していることを前提に書かれている。この「しりへの政」の解釈については、共同統治者説が有力であるが、⁽⁴⁵⁾ 実証的な根拠は明確でなく、権力発動は非常時に限定される。⁽⁴⁶⁾ 古代中国でも皇太后の権力は皇帝の母であることに基づき、外戚は幼帝即位と皇太后臨朝に依存したと解釈されており、いわゆる、「キサキ権」からの連続としては考えられていない。⁽⁴⁷⁾ むしろ、「しりへの政」を『礼記』などにみえる理念の和語的表現とみるならば、第一義的には後宮統治の権限と解釈され、⁽⁴⁸⁾ 実子の即位により皇太后臨朝の権限が認められたものと解釈される。

『礼記』卷六一、昏義四四

古者天子后立六宮、三夫人、九嬪、二十七世婦、八十一御妻、以聴天下之内治、以明章婦順、故天下内和而家理。天子立六官、三公、九卿、二十七大夫、八十一元士、以聴天下之外治、以明章天下之男教、故外和而国治。故曰、天子聴男教、後聴女順、天子理陽道、後治陰德、天子聴外治、後聴内職。教順成俗、外内和順、国家理治、此之謂盛徳。

これによれば、天子による「外治」と対応させ、「天子の后」は、「天下之内治」を聴くと表現されており、光明立后宣命にみえる「（食国）天下の政」における「しりへの政」の表現とよく対応している。儒教的な国家観では、「国」（外治）と「家」（内治）の双方が治まって、はじめ「国家」は安泰となると説き、後宮統治に対しても「天下之内治」という大仰な表現になっている。その表現を継承したことにより日本でも「（食国）天下の政」における「しりへの政」という言い回しがなされた⁽⁴⁹⁾と推測される。そのように考えれば、「しりへの政」の解釈を、外治における共同統治者まで拡大した通説的な理解はあたらないことになる。

おそらく、八世紀に同姓不婚を前提とする中国的内治観の導入がなされ、⁽⁴⁹⁾ その和語的表現が宣命に採用され、以後定型文言化したものと考えられる。中国的内治観の導入による象徴的表現が「しりへの政」であったとすれば、その対象は非王族皇后に限定されることになり、実子の即位や皇太后になることが王族皇后と異なり権力発動の前提とならないのであるから、外治も可能で女帝にもなり得た古いタイプの族内婚である井上内親王や正子内親王など、王族皇后の立后宣命に「しりへの政」の文言が見えないことは理解しやすい。⁽⁵⁰⁾

推古・皇極（斉明）・持統いずれの女帝即位の場合においても、条件として実子が即位した皇太后になることは必要条件ではなかった。⁽⁵¹⁾ すなわち、実母であることは必要条件ではなく、この点では臣下皇后による執政との明確な質的差異が存在する。従来、「しりへの政」を外治に対する共同統治と位置付け、連続的に女帝即位の可能性（控え女帝論）も視野に議論されていた点は修正する必要がある。⁽⁵²⁾ このように元キサキが即位した従来の女帝と異なり、非王族出身の皇后が出現したことにより即位の可能性がなくなったこと、男子優先ながらカリスマ的な直系血筋が尊重された結果、男系女子にも皇位継承資格が存在したこと、などの

条件により孝謙のような女性皇太子も可能となったと考えられる。新たな統治形態として実子の即位を前提とした非王族皇后との共同統治が構想されたと考えられる。しかしながら、七世紀までは「ヒツギノヒメミコ」と称された人物が存在しないように、皇位継承争いの当事者となった内親王（皇女）は存在しなかった。女性王族であることが直接に女帝即位の条件になっていないことは明らかであり、むしろ七世紀までは王権の非常時に元キサキがモガリの主宰により顕在化することが重要である。持統から光明子の間には王権構造の転換があり、外治可能な王族女帝型皇后から内治に限定される非王族実母型皇后への転換がなされたと位置付けられる。持統以後、藤原光明子（聖武皇后・孝謙母）・橘嘉智子（嵯峨皇后・仁明母）という実子の即位に限定しての統治が「(食国)天下の政」における「しりへの政」という内治に限定された役割（実子天皇の後見役）として機能したと考えられる。少なくとも皇太后が外治へ単独で介入することが極力避けられていたことは、光明皇太后の詔勅分析により明らかとなる。

ここでは比較の意味で、モガリ期間中の元キサキの命令と類似する皇太后の詔勅について、実例を検討したい。すでに類似する太上天皇については具体的な検討を加えたことがあるので、ここではその概要のみをまとめておきたい。⁽⁵³⁾

国家意思に高められた天皇詔勅は無記名性を有するのに対して、太上天皇の命令は「高野天皇口勅」とあるように個別名を記され、個人性格的な要素が前面に出るものであった。天皇が口勅を制限されたのは、支配層の共同意思として文書による詔勅の発布を義務付けたことにより、天皇の恣意的な運用を制限するためであったと考えられる。天皇詔勅が無記名で、単一の内印に抽象化され、「太上天皇印」が存在しないのは、このためである。文書行政上は太上天皇に大きな制約が存在したと想定されるが、重祚が可能な前天皇という終身的な身位、天皇との直系尊属

関係により、天皇への非公式な働きかけや皇位継承上における発言権は留保されており、天皇との良好な関係が存在する限り「並びまして天下を治む」と表現された天皇との共同統治が可能であった。太上天皇単独の命令と考えられる場合にも、天皇の同席や同意を前提に、天皇との共同意思・共同統治として人々には意識された場合がある。少なくとも、天皇の命令のみが詔勅という意識で記載されていることは異なっていない。

一方、皇太后の詔勅も太上天皇と類似するが、異なる点も存在する。光明皇太后と孝謙天皇との共同執政は、「朕後_尔太后_尔能仕奉_利助奉_{礼止}詔_伎」（『統日本紀』天平宝字元年七月戊申条）や、「復詔_久。掛_毛畏_伎朕_我天_乃御門帝皇_我御命以_天勅_之久。」朕_尔奉_侍諸臣等朕_乎君_止念_乎人_方大皇后_仁能奉_侍也。朕_乎念_天在_我如_久異_奈念_會。（『統日本紀』神護景雲三年十月乙未条）と述べられた聖武太上天皇の遺詔と天皇機関たる紫微中台設置が根拠になっており、前天皇の意思による委譲が前提にある。⁽⁵⁴⁾その内容も、あくまで「口勅索物」に関係した天皇家産の処分や「仰せ」が中心であり、公式令の詔勅とは異なっている。⁽⁵⁵⁾光明皇太后の「詔勅」および紫微中台との関係については、天皇と皇太后の個別意志が天皇機関として一体化・合法化したもので、皇太后単独の個別意志ではないことに留意する必要がある。⁽⁵⁶⁾光明皇太后の詔勅とされるのは、『統日本紀』天平宝字元年七月戊申・己酉条で、それぞれ「皇太后詔」「太后詔」とある。この二つの記事は、いずれも宣命体で口頭伝達を前提とした仰せごと（口勅）であり、国家意思の表現である公式令的な詔勅ではなく、個別意志の表現として理解される。

紫微中台設置の記事には、「勅」の用字が三カ所あるが、他は明らかに天皇の勅を示しており、国政を担当する太政官の職掌に「如天施徳」とあり、紫微中台の職掌に「如地承天」とあることと対比すれば、外廷に対する内廷の意味となる。⁽⁵⁷⁾

『続日本紀』天平宝字二年（七五八）八月甲子条

是日、……奉_レ勅改_二易官号_一。太政官、惣_二持綱紀_一、掌_レ治_二邦国_一。如_二天施_レ徳生_二育万物_一。故改_二為_二乾政官_一。太政大臣曰_二大師_一、左大臣曰_二大傳_一、右大臣曰_二大保_一、大納言曰_二御史大夫_一。紫微中台、居_二中奉_レ勅、頒_二行諸司_一。如_二地承_レ天亭_二毒庶物_一。故改_二為_二坤宮官_一。中務省、宣_二伝勅語_一、必可_レ有_レ信。故改_二為_二信部省_一。

そもそも、公式令旨式の規定では、「三后亦准_二此式_一」とあるように、皇太后は令旨を行うのが建前であり、実例も正倉院文書に残されている（大日古三―四九二・三頁）。したがって、紫微中台の職掌である、「居_レ中奉_レ勅」も皇太后の勅とするのは不自然で、天皇の勅と解される。

皇太后の「詔勅」は、紫微中台という機構を前提する点では太上天皇と異なるが、天皇との相互補完的な関係は類似する。光明皇太后の「詔勅」および紫微中台との関係は、天皇と皇太后の個別意志が天皇機関として一体化・合法化したもので、皇太后単独の個別意志ではない。紫微中台を経由する命令文書は、孝謙天皇の勅と光明皇太后の令旨を基本として、中間形態として天皇と皇太后の共同意思として出される詔勅が存在したと考えられる。皇太后の内意だけでなく、天皇の勅を奉じるといふ点が皇后宮職や中宮職とは異なり、太政官や中務省の機能を形骸化させていることが指摘できる。⁽⁵⁸⁾

光明子皇后の権力発動を示す具体的事例としては従来、薨伝（『続日本紀』天平宝字四年六月乙丑条）に記載された、A東大寺・国分寺寺造営の推進、B悲田院・施薬院の設立、淳仁即位前紀に記されたC道祖王廢太子、さらにはD橘奈良麻呂派への自重を呼びかけた「皇太后詔」と容疑者たちを放免した「太后詔」（同天平宝字元年七月戊申・己酉条）、E淳仁の父舎人親王と母当麻山背への尊号進呈についての「皇太后御命」（同天平宝字三年六月庚戌条）、F孝謙天皇の即位承認についての「太皇太后乃御命」（同天平宝字六年六月庚戌条）などが指摘されている。⁽⁵⁹⁾これ

らのうち、A Bが皇后在位時、C以下四例が皇太后在位時のものである。皇后在位が約二十年（七二九―七四九年）、皇太后在位が約十年（七四九―七六〇年）であるのに比較すれば、皇太后在位時の活動が活発であったことがまずは指摘できる。

A Bは、光明子が詔勅により発出したものではなく、あくまで聖武天皇に「勸」めたもので、直接の実行者ではなく天皇への働きかけにすぎないものである。⁽⁶⁰⁾さらにBは皇后宮職による運営が想定される家政機関内の官司設置であることも留意される。⁽⁶¹⁾

『続日本紀』天平宝字四年（七六〇）六月乙丑条

創_二建東大寺及天下国分寺_一者、本太后之所_レ勸也。又設_二悲出施薬両院_一、以療_二養天下飢病之徒_一也。

少なくとも紫微中台設置以前の皇后時代には直接の詔や令旨の発出は確認されない。

Cの道祖王廢太子については、高野天皇と皇太后が群臣を集めて、廢太子を決定している。

『続日本紀』淳仁天皇即位前紀

九歳三月廿九日辛丑、高野天皇、皇太后、与_二右大臣從二位藤原朝臣豊成、大納言從二位藤原朝臣仲麻呂、中納言從三位紀朝臣麻呂・多治比真人広足、撰津大夫從三位文屋真人智努等_一、定_二策禁中_一。廢_二皇太子_一、以_レ王還_レ第。

先述したように聖武の遺詔により認められた光明皇太后と孝謙天皇との共同意思による決定で、あくまで皇太后単独の行為ではない点が重要である。Dの奈良麻呂派への「太后詔」や「皇太后御命」は、光明皇太后の「仰せ」が紫微中台を経由することで、天皇と皇太后の個別意志が天皇機関として一体化・合法化したもので、これも皇太后単独の個別意志ではない。Eの淳仁の父母への尊号進呈についても「皇太后御命」により淳仁天皇に働きかけたもので（貴_岐御命_手頂受給_利）、Fについても「太

皇后乃御命」(光明子皇太后)が「太上天皇御命」(孝謙太上天皇)の「詔」に引用される形での共同意志として宣言されているので、いずれも同様な関係である。ただし、Fは形式的には太上天皇による宣命であることが異例だが、国家大事を太上天皇が担当することを宣言しているのが、淳仁よりも上位の権威を保持していたとみることができる。

なお、天平宝字二年八月以降は、実子ではない淳仁天皇の治世であり、EとFが該当する。本論の論旨からすれば、実子ではない天皇に臨朝称制のような皇太后の権力がなせ及ぶのかという疑問が提起される。これについては、「吾子為_皇皇太子_止定_皇」「前聖武天皇_乃皇太子定_比賜_皇」(『統日本紀』天平宝字三年六月庚戌条)とあるように、淳仁天皇は直接の親子関係にないにもかかわらず光明皇太后と聖武天皇の「皇太子」「吾子」と呼びかけられているように擬制的な子として扱われ、淳仁即位でも光明子は皇太后にならず母としての皇太后のままであったことと対応している。すなわち、孝謙も淳仁も光明子の子としての扱いがなされたので皇太后としての権限が留保されたと考えられる。

以上、太上天皇と皇太后の詔勅について、実例を検討した。それによれば、殯宮の主宰者が発する詔勅と同じく、公式的な文書行政を前提とした命令ではないが、皇位継承に対する決定権や権力的な決定が、しばしば「仰せ」によりなされることが確認された。いずれも天皇(大王)による通常の執政が期待できない場合の安全弁として、元キサキ(皇太后)や太上天皇が代行する「動的な」多極構造が機能した場面と考えられる。

王族女帝型皇后および非王族実母型皇后のいずれも前王の死去後に権力は顕在化した。嵯峨朝以降は「王の終身性」を否定する皇后の後院退去により王族女帝型皇后の即位はなくなった⁽⁶²⁾。そのため、以後は非王族実母型皇后の後見のみが残り、幼帝と母后・摂政関白による統治に展開していくこととなる⁽⁶³⁾。

6 太后の国政参与と女帝の即位

以上のように、光明子立后以後はキサキの性格が変化しており、一律には扱えない。令制以前のキサキについては論じたことがあるのでその要旨をまとめておく⁽⁶⁴⁾。

令制以前には現キサキと元キサキの区別が存在せず、モガリの主宰と関連して、そのうちで最上位の者を示す尊称が「太后(オオキサキ)」であった。『日本書紀』には現大王即位による生母への追号が例外なく「皇太后(オオキサキの古訓あり)」とされるのは、単なる令制の『日本書紀』への反映ではなく(令前には死後の追号がない)、実子の即位が最有力化の大きな条件であったためと考えられる。

堅塩姫は、推古朝に実子の推古即位で皇太夫人から太后と変化し(『日本書紀』推古二十年条、天寿国繡帳銘)、皇極も当初は弟孝徳の即位により皇祖母尊・王母(皇統譜上の母)であったが、実子天智の即位により皇太后天皇へと変化した(『日本書紀』天智六年二月戊午条)。これは、実子の即位により尊号が変化するものであったことを示し、大兄と同様にあくまで排他的な制度的称号ではなく尊称と考えられる。したがって、『古事記伝』以来の嫡妻Ⅱ太后から大御母への拡大という通説は疑問となる。ただし、大王と同じく太后の身分は終身であり、その死により入れ替わるので⁽⁶⁵⁾、敏達朝の石姫・広姫から額田部、天智朝の間人から倭姫、天智・天武期の大田(大津)から鷗野(草壁)への交替のように元キサキが死没すれば現キサキのなかからオオキサキが二次的に出現する可能性は存在したと考えられる。実子の即位という結果を重視して嫡妻的地位が遡って明確にされ、継体朝以降、生母・嫡子の関係が一つの血筋に限定化することによって王族の觀念が歴史的に発生したのであり、この逆ではない⁽⁶⁶⁾。こうした王系の確立や嫡妻制と矛盾する複数大

兄の存在、『日本書紀』とは異なる皇后を明記しない『古事記』の帝紀的系譜記載などによれば、大王の嫡妻としての大后制という命題は再検討の余地がある。「大后」号は最上位のキサキの意味で用いられ、特定の王系が確立しない段階では、現大王の実母たる元キサキが最も有力であったが、やがて王系の確立にともない、出自的に有力な現キサキや皇統譜上の母たる女性尊属（キサキでない実母、あるいは実母でない年長の元キサキ）に対しても追号されるようになった。

ちなみに、光明子の立后において「天_都位_尔嗣坐_後次_止為_皇太子侍_豆、由是其婆婆_止在_須藤原夫人_乎皇后_止定賜₆₇」とあるように、皇太子（基王）の母であったことが強調されるのは、皇后たる地位が実子の即位により認定された伝統に準拠したものと考えられる。

王位を争う有力なヒツギノヒメミコが存在しないこと、現キサキとしての輔政・共治は在位時には顕著に認められないことなどを重視すれば、大後の国政参与は王権の安全弁としての役割を果たしたと位置付けられる。⁶⁹

こうした存在たる大后（元キサキ）はどのように国政に参与し、女帝として即位することができたのであろうか。事例に則しながら以下で検討したい。

まず確認すべきは、先述したように七世紀までは「ヒツギノヒメミコ」と称された人物が存在しないので、執政はヒメミコとしての属性ではないこと、さらに大王の在位中においては、キサキとしての輔政・共治も顕著に認められず（たとえば、持統のキサキとしての執政実績の強調は、『漢書』『後漢書』皇后紀による潤色であり、明確な根拠とはならない）、あくまで元キサキとしての執政であることである。

（Ⅰ）次期大王の指名

大后による国政参与のプロセスとしては、前大王のモガリを主宰する

期間を中心に「日嗣の奏上」など次期大王を指名することがおこなわれた。⁷⁰ 具体的には、a 飯豊による顕宗・仁賢の指名、b 春日山田による欽明の指名、c 額田部による崇峻の指名などの例がある。

a 飯豊女王による顕宗・仁賢の指名

系譜伝承によれば、仁徳の三人の子たる履中・反正・允恭の子孫のうち、彼女は当時の大王たる清寧が属した「允恭」系とは異なる「履中」の王系に属しており、同じ王系の顕宗や仁賢との関係において、とりわけ女性年長者の立場にあったと考えられる。清寧没後に、「臨朝秉政」したとあり、顕宗・仁賢の指名をしている。飯豊女王によるモガリ主宰は、清寧にはキサキの存在が見えないことから、代わりに近親者のうちで王族内の年長者の資格で関与したと考えられる。

『古事記』清寧段

此天皇、無_二皇后_一、亦、無_二御子_一。故、御名代定_二白髮部_一。故、天皇崩後、無_レ可_レ治_二天下之_一王_上也。於是、問_二日繼所_レ知之王_一、市辺忍爾別王之妹、忍海郎女、亦名飯豊王、坐_二葛城忍海之高木角刺宮_一也。（中略）爾、即小楯連、聞驚而、自_レ床墮転而、追_二出其室人等_一、其_二柱王子_一、坐_二左右膝上_一、泣悲而、集_二人民_一作_二仮宮_一、坐_二置其仮宮_一而、貢_二上_一馭使_一。於是、其姨飯豊王、聞歎而、令_レ上_二於宮_一。

『日本書紀』顕宗即位前紀

天皇姉飯豊青皇女、於_二忍海角刺宮_一、臨朝秉政。自称_二忍海飯豊青尊_一。『古事記』に顕宗・仁賢のオバと伝承される飯豊は、『日本書紀』顕宗即位前紀に「臨朝秉政（ミカドマツリゴトシタマウ）」との記載がある。これは『日本書紀』持統即位前紀に「臨朝称制（ミカドマツリゴトキコシメス）」として大王代行後に即位した持統の例とは異なり、モガリの期間に相当し、即位を前提としない一時的な大王代行であったと考えら

れる。⁽⁷¹⁾ 具体的には清寧没後に「天下治すべき王無し」という状況において「日嗣所知せる王を問う」とあるように、次期大王の指名が大きな役割であった。⁽⁷²⁾

おそらく、清寧の「允恭」系王族が断絶した時点において、「忍海角刺宮」を經營する「履中」系「王族」の女性長老たる飯豊の存在が注目され、モガリの期間における一時的な大王代行⁽⁷³⁾臨朝秉政に加えて、次期大王の指名が可能となったと考えられる。

b 春日山田皇女による欽明の指名

『日本書紀』欽明即位前紀

四年冬十月、武小広国押盾天皇崩。皇子天国排開広庭天皇令⁽⁷⁴⁾群臣曰、余幼年浅識、未⁽⁷⁵⁾閑⁽⁷⁶⁾政事⁽⁷⁷⁾。山田皇后明閑⁽⁷⁸⁾百揆⁽⁷⁹⁾。請就而決。山

田皇后怖謝曰、妾蒙⁽⁸⁰⁾恩寵⁽⁸¹⁾、山海詎同。萬機之難、婦女安預。今皇子者敬⁽⁸²⁾老慈⁽⁸³⁾少⁽⁸⁴⁾、礼⁽⁸⁵⁾下賢者⁽⁸⁶⁾。日中不⁽⁸⁷⁾食以待⁽⁸⁸⁾士⁽⁸⁹⁾。加以幼而穎脫、早擅⁽⁹⁰⁾嘉声⁽⁹¹⁾、性是寛和、務存⁽⁹²⁾矜宥⁽⁹³⁾。請諸臣等早令⁽⁹⁴⁾臨⁽⁹⁵⁾登位⁽⁹⁶⁾光⁽⁹⁷⁾臨⁽⁹⁸⁾天下⁽⁹⁹⁾。

大王安閑の有力なキサキであった仁賢の娘、春日山田は欽明から「明閑⁽¹⁰⁰⁾百揆⁽¹⁰¹⁾」により即位要請されている。これは、当時三十歳前後であった欽明が「幼年浅識、未⁽¹⁰²⁾閑⁽¹⁰³⁾政事⁽¹⁰⁴⁾」であることを理由としている。そして、春日山田は、欽明の即位において重要な役割を果たす。「請⁽¹⁰⁵⁾諸臣等⁽¹⁰⁶⁾、早令⁽¹⁰⁷⁾臨⁽¹⁰⁸⁾登位⁽¹⁰⁹⁾光⁽¹¹⁰⁾臨⁽¹¹¹⁾天下⁽¹¹²⁾」とあるように前大王のキサキにより次期大王の指名がなされている。この指名があったのは宣化四年十月とされるので、宣化四年二月に死去し十一月に埋葬された宣化天皇のモガリ期間に相当する。婚姻順と想定される『古事記』仁賢段の系譜記載によれば、手白香（第一キサキの第四子）より春日山田（第二キサキの第一子）が年長であった可能性が高い。キサキの婚姻間隔と出生順が問題となるが、婚姻がほぼ同時とすれば、第四子より第一子が年長とな

る。年齢や殯期間中の執政によれば春日山田が宣化殯宮奉仕において相対的に上位の地位にあったと推測される。彼女も宮經營（太子妃の殿・後宮内寝）と経済的基盤の設定（匝布屯倉・春日部采女）については顕著であるが、現キサキの期間には顕著な執政記事はみられない。⁽⁷⁴⁾ 宣化の殯儀礼に直接の近親者ではない春日山田皇女が関与しているのは、安閑の元キサキの資格で、王族内での長老的地位にいた人物として選ばれたと考えられる。律令制下の三后制以前には、現キサキと元キサキに質的な区別は無く、最も年長者がしばしば「太后」と追号されているように、この場合、宣化皇后橘仲皇女よりも安閑皇后の春日山田皇女が年長のため、王族内の年長キサキとして殯を主宰した事例と考えられる。

c 額田部皇女による崇峻の指名

先述したように額田部による敏達のモガリは、『日本書紀』敏達紀十四年八月己亥条に「天皇病弥留、崩⁽¹¹³⁾于大殿⁽¹¹⁴⁾。是時⁽¹¹⁵⁾起⁽¹¹⁶⁾殯宮於広瀬⁽¹¹⁷⁾」と見えてから、同崇峻紀四年四月甲子条に「葬⁽¹¹⁸⁾詛語天皇於磯長陵⁽¹¹⁹⁾」とあるまで、つまり五八五年八月から五九一年四月までの五年八ヶ月がその期間と考えられる。この期間に用明と崇峻の即位があり、用明のモガリとも重なる特異な時期にあたる。この間に、額田部は群臣とともに崇峻を次期天皇に指名している。

『日本書紀』崇峻即位前紀用明天皇二年（五八七）八月甲辰条

炊屋姫尊与⁽¹²⁰⁾群臣⁽¹²¹⁾、勸⁽¹²²⁾進天皇⁽¹²³⁾、即天皇之位。

このような太后による次期大王の指名は、前大王の意志が遺詔などにより示されている場合には、顕在化せず、安定的な王権継承において補完的な関係にあったと考えられる。継体から安閑の場合は讓位として語られ、欽明から敏達、推古から舒明の場合は遺詔による継承となっている。太后の存在は、大王による主体的な執政や王位継承が機能しない場合に、その安全弁的、補完的役割を果たしていたと位置付けられる。大

王の存命中に顕著な執政記事がみえないのもこうした性格によると考えられる。

(II) 大王代行（臨朝称制）

太后による国政参与のプロセスとしての次の段階は、モガリ期間を中心とする一時的な大王代行で、飯豊による「臨朝秉政」、天武没後の持統と草壁による「臨朝称制」などの事例がある。前者は即位を前提としない点で後者とは区別される。後者は、キサキとして独自の経済基盤を有し、その経営実績により執政を評価されることで「天下之事、不問大小」、悉啓于皇后及皇太子⁽⁷⁵⁾という「臨朝称制」が導かれ、さらにその延長線上に女帝としての即位を位置付けることができる。中国における称制は、「太后臨朝称制」といわれるように、天子幼少時に皇太后が政令執行をするもので、幼帝の即位が前提になっている点異なる（日本では九世紀まで幼帝は出現しない）。春日山田が即位要請の理由として「明閑三百揆」とされた点や用明没後の額田部による穴穂部暗殺の命令などを考慮すれば、彼女たちも宣化や用明没後の一時期に大王代行をおこなっていたことが想定される。さらに、斉明没後の間人と中大兄による称制、天智没後の倭姫と大友による称制の可能性も想定でき、こうした先例は、後の女帝たる持統太上天皇と文武天皇の関係となり、中国の皇太后臨朝と類似した天皇と太上天皇という共治体制に発展していくと考えられる。また、聖武太上天皇没後の紫微中台を拠点とする光明子による皇太后臨朝は、「朕後^不太后^不能仕奉^和助奉^{礼止}詔⁽⁷⁶⁾」とみえる聖武による遺詔を根拠として実現している。光明皇太后と孝謙天皇の共治体制は、王権継承における安全弁として機能している。以上のように、男女の性別に関係なく、年齢の面で一人前の大王・天皇の執政能力に不安がある場合には、太后（皇太后）が一時的に補佐する体制があったと考えられる。

a 飯豊女王による臨朝秉政

先述したように飯豊が忍海角刺宮で「臨朝秉政」（『日本書紀』顕宗即位前紀）したとあるのは、清寧のモガリの期間に相当し、即位を前提としない一時的な大王代行であったと考えられる。清寧没後に「天下治すべき王無し」という状況において「日嗣所知せる王を問う」とあるように、次期大王の指名が大きな役割であった。飯豊女王によるモガリ主宰も春日山田皇女と同じく、清寧にはキサキの存在が見えないため、王族内の年長者の資格で関与したと考えられる。

b 皇極の皇后臨朝

『家伝』によれば、舒明死去後の六四一年十月から皇極即位の六四二年一月までのモガリ期間に対して、皇極による「皇后臨朝」との評価がなされている。これは、モガリ期間における元キサキの執政慣行に対する表現と考えられる。

ただし、この皇極の臨朝については「心必不安」として否定的評価がなされている。

『藤氏家伝』鎌足伝

方今、天子崩殂、皇后臨朝。心必不安。

皇極の即位後においても「王室衰微、政不^レ自^レ君」とあるように否定的評価は継続する。

『藤氏家伝』鎌足伝

皇后即位。王室衰微、政不^レ自^レ君。

おそらく、女帝皇極の執政に対してのこうした否定的評価は、蘇我氏の専横への批判だけでなく、『家伝』が編纂された当時における中国的な価値観を前提とするもので、後に淳仁への譲位を強制している孝謙天皇に対する藤原仲麻呂の否定的評価と重ねる意図があったと推測される。天平宝字改元においては、天皇と皇后の併存が理想であるとする「日月

共明」との表記もあるように、仲麻呂は男帝による執政を理想としていたと考えられる。

ちなみに『家伝』においては、斉明の死後に中大兄による「素服称制」、天智二年のモガリ完了後は「摂政」と表記を区別している点も注目される（『日本書紀』は素服称制で一貫する）。モガリ終了後の「摂政」という表記は、天智以外の中心的執政者の存在を示唆する表現と考えられる。

c 斉明没後の間人と中大兄（称制期間）

孝徳朝に間人は「皇后」として位置付けられるが、顕著な執政記事はない。さらに、実子は即位しないので「皇太后」の尊号は追贈されていない。ところが、『日本書紀』における唯一の「大后」の記載が天智紀に二例みえる。

『日本書紀』天智紀四年（六六五）二月丁酉条

間人大后薨。

『日本書紀』天智紀四年（六六五）三月癸卯朔条

為「間人大后」、度三百卅人。

一例は天智「皇后」たる倭姫に対する即位要請の記載だが（後述）、もう一例が斉明の死後において「間人大后」と表記されるものである。孝徳皇后の間人皇女が天智の称制期間中に「大后」と表記されている。これは、「大后」たる皇極（斉明）の存在により、間人は孝徳・斉明朝ではキサキの一人にすぎなかったが、斉明の没後に生母でない元キサキとして王族内部の女性尊属となり「大后」（天智の擬制的母）に位置付けられたと考えられる。この場合「間人大后」の称号に、実子の即位が必要条件となっていない点が重要である。間人については、「中皇命」⁽⁷⁶⁾「仲天皇」⁽⁷⁸⁾の名称が用いられていることから、天智の即位や「称制」「摂政」との関係で議論がされている。⁽⁷⁹⁾中大兄は天智七年まで即位せず称制のま

まであった。

『日本書紀』天智即位前紀斉明七年（六六一）七月丁巳条

七年七月丁巳、崩。皇太子素服称制。

『日本書紀』天智元年（六六二）五月条

大將軍大錦中阿曇比羅夫連等、率船師一百七十艘、送豊璋等於百濟国、宣勅、以豊璋等使繼其位。又予金策於福信、而撫其背。褒賜爵祿。于時豊璋等与福信、稽首受勅、衆為流涕。

『日本書紀』天智紀三年（六六四）二月丁亥条

天皇命大皇弟、宣増換冠位階名及氏上・民部・家部等事上。

とりわけ、ここに天皇とあるのは不審であり、孝徳の元キサキ間人の大王代行説が提起されている。⁽⁸⁰⁾

『日本書紀』天智紀三年（六六四）十月乙亥朔条

宣發遣郭務儂等勅上。是日、中臣内臣遣沙門智祥、賜物於郭務儂。

『日本書紀』天智紀六年（六六七）二月戊午条

合葬天豐財重日足姫天皇与間人皇女於小市岡上陵上。是日、以皇孫大田皇女葬於陵前之墓。高麗・百濟・新羅皆奉哀於御路。皇太子謂群臣曰、我奉皇太后天皇之所勅、憂恤万民之故、不_レ起_二石槨之役_一。所冀永代以為鏡誠焉。

『日本書紀』の「皇太子謂」「天皇」「勅」などの用例を重視すれば、称制時の中大兄は「天皇」として位置付けられていないこととなり、形式的には「大后」間人による大王代行が想定される。間人死去時の得度人数三三〇人も異常な多さであり、天皇的な地位にあったことを示している。天智の即位は孝徳大后間人皇女の埋葬（殯宮）後の翌年のこと、両者には密接な関係がある。中大兄による「称制」「摂政」の内実は、額田部にみられたような「大后」間人による大王代行を前提とすれば理

解しやすい。「中皇命」「仲天皇」の意味は、斉明の次(二番目)の天皇としての位置付けを追号されたものである。勅の形式的主体は天智以外の執政者と考えれば、孝徳太后たる間人の可能性が高いことになる。

d 天智没後の倭姫と大友(可能性)

天智紀におけるもう一つの「太后」記載については、天智「皇后」の倭姫が想定される。おそらく「太后」間人の死後に「太后」としての地位を継承し、大友に対する擬制的母として「請奉_レ洪業_一、付_レ属_レ太后_一」や「拳_二天下_一附_二皇后_一」とあるように、天武による称制または即位要請を受ける立場にあつたと想定される。

『日本書紀』天智紀十年十月庚辰条。

天皇疾病弥留。勅喚_二東宮_一、引_二入_レ臥内_一、詔曰、朕疾甚。以_二後事_一屬_レ汝、云々。於是再拜称_レ疾固辞、不_レ受曰、請奉_二洪業_一、付_二属_レ太后_一。令_二大友王_一、奉_二宣諸政_一。臣請願、奉_二為_レ天皇_一、出家修道。天皇許焉。

『日本書紀』天武即位前紀天智一〇年(六七二)十月庚辰条

四年冬十月庚辰、天皇臥病、以痛之甚矣。於是遣_二蘇賀臣安麻侶_一、召_二東宮_一引_二入_レ大殿_一。時安摩侶素東宮所_レ好。密願_二東宮_一曰、有意而言矣。東宮於_レ茲疑_レ有_二陰謀_一而慎之。天皇勅_二東宮_一、授_二鴻業_一。乃辞讓之曰、臣之不辛、元有_二多病_一。何能保_二社稷_一。願陛下拳_二天_一下_二附_レ皇后_一。仍立_二大友皇子_一。宜_レ為_二儲君_一。臣今日出家、為_二陛下_一下_二欲_レ修_二功德_一。天皇聽之。

e 天武不_レ予_レ後の持統と草壁

持統のキサキとしての執政実績の強調は、『漢書』『後漢書』皇后紀による潤色であり、これをキサキ執政の根拠することはためらわれる。

『日本書紀』持統即位前紀天武二年条

立_二為_レ皇后_一。皇后從_レ始迄_レ今、佐_二天皇_一定_二天下_一。每於侍執之際、輒言及_二政事_一、多_レ所_二毗補_一。

ところが天武が病臥してからは直後の朱鳥元年七月に、天武の意思により皇后(持統)と皇太子(草壁)による代行が正式に認められている。

『日本書紀』朱鳥元年(六八六)七月癸丑条

勅曰、天下之事、不_レ問_二大小_一、悉_レ啓_二于_レ皇后及皇太子_一。

これは天武(先帝)の意思による持統と草壁に対する共同統治命令であったが、大津皇子の反乱鎮圧から知られるように、天武死去後は不安定化していた。そのため、持統が天武の殯宮を主宰することにより天皇権力を代行することで特殊な政治権力を掌握することができたと考えられる。⁸²⁾

『日本書紀』持統即位前紀朱鳥元年(六八六)九月丙午条

天淳中原瀛真人天皇崩。皇后臨朝称制。

モガリは、朱鳥元年(六八六)九月に開始され、二年後の持統二年(六八八)十一月に大内陵に埋葬されるまで継続している。即位以前のモガリ期間における持統の執政は「皇后臨朝称制」と表現されている。

以上の検討によれば時系列的には、大王の在位中には顕著な執政の事例がないにもかかわらず、大王の不_レ予_レ時には、多くのミコとキサキの中から、持統と草壁、倭姫と大友、光明子と孝謙のように「有力なキサキと(ヒメ)ミコ」が選択されることは、相対的な序列が存在したことを想定させる。飯豊・春日山田・推古・皇極・間人・持統・元明の事例によれば、元キサキによる「詔勅」や次期指名の行為が確認される。

大王の没後は、讓位が一般化した段階における空位解消の説明原理としてしばしば「称制」が用いられるが、『日本書紀』編者の意識として「空位は一日だに空しかるべからず」(仁徳即位前紀)という認識があるにもかかわらず、モガリ期間に限定しての執政は「称制」とは表現されず、後継者が決定される日嗣の奏上というモガリの最終段階までは「空位」

とは認識されていなかった。モガリ終了後もしばらく即位しなかった持統・天智には長期の即位前史として「称制」の用語が用いられ、即位しなかった神功は「摂政」、飯豊は「臨朝秉政」という異なる位置付けがなされている。モガリ終了後も即位しなかった長期の「空位」事例のみを「称制」と称している。その最終段階までに次期皇位継承予定者を決定する殯宮儀礼は、葬儀と皇位継承を一体的におこなう重要な儀礼として認識されていたことが知られ、有力な元キサキたる太后がそれを主宰したことは、その期間が空位と認識されていなかったことと表裏の関係があり、女帝の即位条件において重要な意味を有したと考えられる。有力な元キサキらが大王代行として執政していたと観念されるため、この期間は空位とはされなかったのではないか。モガリ期間における、元キサキによる行為は、「空位」とは認識されない慣習的かつ制度的な大王代行の行為であったことになる。⁽⁸³⁾

正史記載には女帝の即位について、立太子記事が孝謙即位を例外として見えず、廢太子も立太子も前提とせず即位可能である。⁽⁸⁴⁾ 日嗣の誅により認定され、立太子を必要とする男性のミコに対して、女帝はすでに「モガリの主宰」により群臣の支持という権力的な認定がされていることが一つの要因として考えられる。さらに皇統譜意識において、ミコではなく母たるミオヤ（皇祖母）としての即位であったことが別な要因としては指摘できる。

以上によれば、大王在世中の共同統治者の役割のみを否定し、太后権力の全否定をする議論はモガリの期間を視野に入れるならば、疑問となる。⁽⁸⁵⁾

(Ⅲ) 女帝としての即位

モガリ期間を中心とした(Ⅰ)次期大王の指名や(Ⅱ)大王代行(臨朝称制)よりもさらに太后による国政参与が進むと、(Ⅲ)女帝として

の即位が考えられる。その条件としては、有力な王族たる大兄・皇弟(王弟)らが大王即位の適齢期たる四十歳前後に達していない場合であり、⁽⁸⁶⁾ 太后が王族の女性尊長として即位したものと考えられる。太后と有力皇子との相対的年齢に加えて、キサキ間の相対的序列、キサキ宮経営の実績などが群臣に評価されることによって女帝としての即位が可能となったと考えられる。キサキの執政権は、大王が健在の場合には顕在化しないが、それは必ずしも無力であったわけではなく、非常時においては発揮される、潜在的なものであったと考えられる。

おわりに

以上の検討により、モガリに奉仕するのは女性に限らなかったが、多くの場合元キサキのうちで相対的に上位なキサキが政治的モガリを主宰するとともに、大王空位の期間においては権力的な命令(詔勅)が可能であり、後に「太后」の尊称が与えられたと考えられる。大王空位時における権力的編成のあり方として、推古や持統に典型的なように、モガリの主宰・次期大王の指名・大王代行というステップを昇り、その連続性のうえに女帝の即位を位置付けることは、非常時の安全弁としての役割として重要であることが確認された。⁽⁸⁷⁾

註

(1) 和田萃 a「殯の基礎的考察」(『日本の儀礼と祭祀・信仰』塙書房、一九九五年、初出一九六九年)、さらに関連論考としては、同 b「飛鳥・奈良時代の喪葬儀礼」(同前、初出一九八二年)、同 c「殯宮儀礼の再分析」(同前、初出一九八〇年)がある。

(2) 折口信夫「女帝考」(『折口信夫全集』二〇、中央公論社、一九五六年)、井上光貞「古代の女帝」(『天皇と古代王権』岩波書店、二〇〇〇年、初出一九六四年)。

(3) 拙稿「倭国における政治空間の成立」(『唐代史研究』二〇、二〇一七年)において指摘したように、モガリの場合は、敏達の広瀬、斉明の飛鳥川原のように河

原での儀礼に起源がある。推古への誅は南庭の殯宮内部でおこなわれ（推古紀三十六年三月癸丑条・同九月戊子条、広瀬では殯庭への侵入を隼人が防いだともあるように（敏達紀十四年八月己亥条）、門垣に囲まれた殯宮内部（殯内）に殯庭が存在と考えられる。宮外の河原での儀礼を継承し、喪屋（殯大殿）と殯庭（誄）が門（兵衛）と垣で囲われる一体的な構造と推定され、殯庭は殯宮の内部（殯内）と考えられるので、内外の二分法的な理解は困難と考えられる。

- (4) 稲田奈津子「殯儀礼の再検討」(『日本古代の喪葬儀礼と律令制』吉川弘文館、二〇一五年)。稲田氏は拙稿についても「殯宮に籠もった皇后に先帝の天皇権力が委譲されるとの発想は、先の仁藤氏の指摘などにも継承されているように感じられる」(同九頁)と批判する。和田説では「持統は肉親の女性らと共に殯宮内に籠もり、天武天皇の幽魂を慰めるべく奉仕していたからであり、草壁皇太子が、文字通り、喪主として、天武の公式儀礼を領導する地位にあったのである」と草壁を喪主と位置付ける。一方で「鷗野讀良皇女に対し、皇太子草壁以下の人々が朝賀を行う形態をとっていた」とも述べて持統の存在にも配慮する。しかしながら、私見は「国政担当者が男性であることを自明の前提として女性の霊的優越性を語る、性差を前提とする考え方は、古墳時代前半における女性首長の広範な存在などから否定され、流動的な相互の役割分担とする見解」を支持し(後掲拙稿b)、巫女・シャーマンの女帝論や天皇霊の存在を前提とした権力の委譲には否定的である(拙稿a「古代女帝の成立―太后と皇祖母―」「古代王権の支配構造」吉川弘文館、二〇一二年、初出二〇〇三年、同b「王統譜の形成過程について」広瀬和雄他編『王統譜』青木書店、二〇〇五年、同c「古代女帝論の現状と課題―古代王権と支配構造―」吉川弘文館、二〇一二年、初出二〇〇三年)。この立場は、和田説とは大きく異なっている。誤解がないように述べるならば、モガリ主宰は、忌み籠もる要素よりも、この期間における権力的・政治的な振る舞いこそが女帝に連続する重要な要素と考える。しばしば「詔勅」と表現される権力的な発動が確認され、次期皇位継承者についての合意形成や指名が行われていることが重要で、まさにこの点に女帝へ連続する要素が確認される。後述するように「殯宮の主宰」は「忌み籠もり」を強調したのではなく権力的な一階梯との立場をとっていることを確認しておく。

- (5) 註(2)参照。
(6) 上田正昭『日本の女帝』(講談社、一九七三年)、小林敏男「女帝考」(『古代女帝の時代』校倉書房、一九八七年)、拙稿c註(4)前掲論文など。
(7) 行事を単に催すという「主催」ではなく、モガリの主導的役割(現代的用語でいえば葬儀委員長的役割)を元キサキが果たしたという意味で、人の上に立つ役割を重視して「主宰」の用語を本論考では採用する。なお、モガリの主宰は前王の近親者が務めた想定され、斉明死去時の中大兄のように必ずしも女性

に限定されないが、その機会が多かったと想定される。当然ながら、通説のようにモガリの宮に常時籠もる必要はなかったと考える。

- (8) 女帝の成立過程については、拙稿a註(4)前掲論文、同d「古代王権論の成果と課題」(『歴史評論』八一四、二〇一八年)において、巫女・シャーマンの女帝論の否定を前提に、四十歳前後での即位慣行に性差はないこと、大空位時における権力的編成のあり方として、推古や持統に典型的なように、前王死去時における殯宮の主宰・次期大王の指名・大王代行というステップを昇り、その連続性のうえに女帝の即位を位置付けることは、大王空位という非常時の安全弁としての役割の延長上に位置づけられると論じた。私見によれば「大后」(嫡妻を示す制度的呼称ではなく、現キサキ・元キサキを問わない最有力なキサキを示す尊称)は大王の共同執政者としては顕在化せず、大王による執政および皇位継承が安定的に機能しない非常時に限定された安全弁的・補完的な役割を果たしたと考える。

これより以前、王族皇后の序列は実子の即位を知る『日本書紀』により整理された後知恵であり、必須の要件ではなく、キサキの権力分掌を示すような記載がないことから日常的な共同統治者であったとは考え難いと論じた(拙稿d前掲論文、同e「書評 荒木敏夫著『日本古代の王権』」『古文書研究』六五、二〇〇八年)。井上光貞説以来、女帝即位への道筋として「皇太后(実質は元キサキ)からの即位を重視してきた研究史において、共同統治者として「皇后」(大后)から「皇太后」への連続的な移行を想定する通説的見解は疑問であり、その点では大后について大王との共治・輔政を強調する小林敏男説(大后制の成立事情)『古代女帝の時代』校倉書房、一九八七年、初出一九八一年)、さらには天皇霊の継承の立場から巫女的役割により殯宮を重視する吉田晶説(『古代国家の形成』『岩波講座日本歴史』二二、一九七五年)などとは元キサキの相対的序列的を前提にした殯宮の主宰によりその立場が顕在化すると考えるので見解は異なる。また、同じく大后の共治・輔政を否定しつつも、皇女を重視し女帝を例外特殊視する説(遠藤みどり『日本古代の女帝と讓位』塙書房、二〇一五年)とも立場は異なる。遠藤説では「大后」は単なる称号として消極的にしか評価されないが、非常時の大王権力に対する補完的・安全弁的役割の評価が欠落している。

なお、稲田奈津子「殯をめぐる覚書」(古瀬奈津子編『古代日本の政治と制度』同成社)では、①「喪主」の語が古代史料上に見えず、具体的に意識されていたか不明であること②モガリの執行はすでに権力を掌握していた人がおこなうことなどを論じ、殯と女帝即位の関係を否定する。
しかしながら、①後述するようにモガリ儀礼を記載した「魏志倭人伝」にはすでに「喪主哭泣、他人就歌舞飲酒」とある。「喪主」と「他人」の役割が明確に区別して書かれていることは、倭国では殯での役割分担が明瞭であったことを

示している。この部分、『後漢書』では「家人」とその他の同族らしい「等類」と表現され、喪主は家人すなわち妻子のような狭い同居家族を指している。明らかに「喪主」が存在し、同居家族の妻子が担当するように解釈される。さらに、『日本書紀』武烈即位前紀には平群鮪臣の妻影媛が埋葬をすべて終えて家に帰るにあたり夫を失ったことを悲しむ歌が残されている。少なくとも殯を含む葬儀の完了まで、妻はしばらくの間、居住する家に帰っていないことが知られる。有力氏族レベルでも、妻がそうした葬儀に参加し喪屋や墓所に詰めていたことが想定され、おそらく喪主としての役割を果たしていたと考えられる。

和田氏が指摘するように、天皇を対象とする殯には他の要素（皇位継承問題）があるため長期化し、日嗣の奏上など庶人の殯とは区別される政治的・権力的要素が強くなり、すでに単なる「喪主」ではなく、より公的な「葬儀委員長」のような役割が必要になったと考える。私見は、喪主は忌み籠もるから女性の役目であるとの性差を強調している訳ではなく（和田氏は死者に奉仕するのが肉親女性の役割、殯宮に籠もったのは女性のみと明言しているが、私見は天皇霊の継承や委譲についてはすでに先行する拙稿により明確に否定してきた）、『隋書』倭国伝に「親賓就屍歌舞、妻子兄弟以白布製服」とあるように、一般的には残された妻子兄弟などの親族が葬儀を取り仕切ることがあくまで通例で、性差は関係なく、欽明朝以降の血縁継承の確立、生物学的に女性が長命であること、四十歳以前の皇子は政治的・権力的には評価が低い、などの理由で相対的に元キサキの存在が、忌み籠もる主体ではなく、公的な「喪主」としてクローズアップされたと考える。本来、性差は関係ないにもかかわらず、大王の殯に元キサキが関係した史料が多く残るのはこのためと考える。さらに②モガリの執行はすでに権力を掌握していた人がおこなうとの批判もあるが、キサキとして顕著な輔政・共治が先王の在位中には見えないこと、例外的に病臥する先帝から生前に権限委譲がなされた持続のような事例（臨朝称制）が存在するのは、先帝在位時にキサキに権限がなかったことを裏書きする。やはり「因果関係の逆転」は想定しにくく、元キサキの権力的なふるまいは、モガリを契機に顕在化することが一般的で、公的儀礼の主宰者として日嗣を決定し悉く葬儀を終えることが、群臣に元キサキの資質を示す大きな場となったと考える。

(9) 拙稿 f 「書評 遠藤みどり著『日本古代の女帝と讓位』」（『女性史学』二六、二〇一六年）、同 b 註（4）前掲論文、同 g 「七世紀の王権 女帝即位と東アジア情勢」（『古代王権の史実と虚構』古代文学と隣接諸学三、竹林舎、二〇一九年）、同 h 「詔勅」における口頭伝達の役割（小島道裕他編『古文書の様式と国際比較』勉誠社、二〇二〇年）、同 i 「天若日子伝承再考—モガリの主宰者—」（白石太一郎先生傘寿記念論文集『古墳と古代文化』山川出版社、二〇一九年）、および拙報告 j 「古代国家と讓位制の成立」（『歴史合評会』天皇と皇位継承のこ

スモロジー」二〇一九年四月二三日、明治大）などがある。

(10) 長久保恭子「和風諺号」の基礎的考察」（竹内理三編『古代天皇制と社会構造』校倉書店、一九八〇年）。

(11) 和田萃 c 註（1）前掲論文、一五一頁。

(12) 拙稿「小墾田宮と浄御原宮」（『古代文化』五一—三、一九九九年）。

(13) 和田萃 a 註（1）前掲論文、三〇・六二頁。岸俊男「元明太上天皇の崩御—八世紀における皇権の所在—」（『日本古代政治史研究』塙書房、一九六六年、初出一九六五年）。両氏は直接の師弟関係にあり、岸論文は一九六五年の発表で、和田論文は一九六九年と極めて近接している。

(14) 佐藤長門「殯と王権継承」（白石太一郎先生傘寿記念論文集編集委員会編『古墳と国家形成期の諸問題』山川出版社、二〇一九年）は、①殯期間と「政情」が関係しないこと、②殯期間内での大王即位は限定された状況でしか起こらなかったこと、③殯で群臣を引率する人物が重要であったこと、④即位と殯の前後関係に有意な差異がないことなどから、女帝即位と殯儀礼とは直接の関係がないと反論する。

①まず斉明と持統の即位が長期化したことは、中大兄と草壁がいることを理由とされるが、まだ皇太子制は確立せず、適齢期の四十歳に達していないことから、即位はすでに既定路線という説明には従いにくい。また孝徳の殯が短期なのは、前大王「王祖母」皇極の存在が考慮されていない。総じて有力な王子に対して元キサキの存在を極めて低くしか評価しない論を前提に議論することは無理がある。殯期間内での大王即位の解釈も、前キサキの大王代行という統治能力について評価が低いのは問題である。②殯と即位の関係についても、殯が終了したのに日継が決まっていけないとの舒明即位前紀の記述だけでなく、桓武天皇の死去後において安殿親王の即位を求める上啓にも「謹案「礼家」。先君崩、嗣位定」於初喪、即位既明、无疑「遵行」（『日本後紀』大同元年四月辛亥条）とあり、先帝が死亡すると葬儀の段階で後嗣が決定し、直後に即位することは疑いのない先例であると論じている。なお、『聖徳太子伝暦』の即位と称さないとという記述を越年称元を正統とする立場から、先帝死去を元年としない解釈されるが、あくまで元号以前の『日本書紀』による王暦であり、他に多くの事例があるにもかかわらず、なぜ用明のみを説明したのか疑問である。やはり「諒闇中でも政務を行う」という文言を重視すれば、用明の在位が短命であり、殯終了以前の特異な即位を評したものと考えられる。用明・崇峻の二代が続いて短命であったのに、王権が大きく動揺しなかったのは、後見した推古の政務執行能力を高く評価すべきである。③殯で群臣を引率する人物が重要であったことについては、草壁のお披露目的な機会であったこと自体は否定しないが、本稿でも論じたように殯庭の一体的あり方からは、中心には主宰者であり喪主である持統

を抜きにした関係はあり得ない。殯宮と殯庭を区別し、後者を外部とする議論は主殿と庭の一体性を無視した議論である。(4)即位と殯の前後関係についても、雄略以降を比較して殯先行が一〇例、即位先行が八例で有意な差異がないとするが、殯期間については期間認定が不明な場合も多く、即位先行例に日嗣を奏上する誅儀礼が整備される欽明以前の雄略・清寧・仁賢・継体・安閑を事例に含め、殯儀礼が転換した元明までも事例に含めるのはやや恣意的であり、これらをして殯終了後に即位した事例が圧倒的に多い。残る皇極の即位も狭義のモガリ終了後であり、結局、即位が問題となる用明のみが殯終了以前の即位について、唯一の例外となる。

ちなみに、即位前紀の内容に皇位継承を正当化する論理が含まれているとすれば、壬申紀や舒明即位前紀のような長文は、即位の正統性が薄弱なことを示し、その論理を書き込む必要があったと考えられる(拙稿「律令国家の王権と儀礼」佐藤信編『日本の時代史』四、吉川弘文館、二〇〇二年)。

(15) 和田萃 a 註(1) 前掲論文、六六三頁。吉村武彦「仕奉と貢納」(『日本の社会史』四負担と贈与、岩波書店、一九八六年)、同「古代の皇位継承と群臣」(『日本歴史』四九六、一九八九年)。

(16) 岸雅裕「用明・崇峻紀の政治過程」(『日本史研究』一四八、一九七五年)、八木充「日本の即位儀礼」(『東アジア世界における日本古代史講座』九、学生社、一九八二年)。モガリの終了時までには後継者が決定していたとの表現および、モガリの最終時点で日嗣が奏上され、これなくしてはモガリが完了しないこと、先帝の柩前において璽綬を奉呈する中国の「柩前即位」でも、皇帝の「遺詔」や皇太后の「令」「冊」により「殯」期間中に即位すること(西嶋定生「漢代における即位儀礼」とくに帝位継承のばあいについて)『中国古代理国家と東アジア世界』東京大学出版会、一九八三年、初出一九七五年、尾形勇「中国の即位儀礼」『東アジア世界における日本古代史講座』九、学生社、一九八二年)、などからすればモガリ儀礼の最終局面におこなわれる日嗣の奏上において新王の名前が読み上げられた可能性は高いと考える。始祖や祖先の承認により後継者が認められるという正統性のあり方は日中に共通する。

(17) 和田説では、「殯宮の主宰」という直接的な表現はされていないが、「喪主」という用語は明らかに使用している。ここでは、天皇の殯では誰が中心的役割を果たすかということに力点を置いて「主宰」と表現する。和田説は皇太子草壁らが「喪主」として公的殯宮供奉にたずさわったことを明言しており、和田説による喪主(殯宮の主宰)の論点を敷衍して、持統こそがこの役割の中心にいたとする表現である(和田説による「殯宮の主宰」の論点は、皇太子ではなく元キサキとすれば継承可能)。皇太子ではなく元キサキこそが「殯宮の主宰者」で、「喪主」として公的殯宮供奉にたずさわる中心的人物を「主宰」と表現する。

籠もる祭祀的人物が女帝に繋がるのではなく、殯宮を内外の二項対立ではなく、一体的にとらえたうえで、公的殯宮儀礼にたずさわる中心的人物が女帝として群臣から推戴されたと考ええる。すでに殯儀礼は六世紀以降、政治的な儀礼に変質しており、本来の葬儀に留まらない、長期化した日継ぎの決定を含む政治的・公的な儀礼に変化しており、殯期間中の「詔勅」発布、次期大王の指名などの公的行為の主体が喪主であり主宰者であったと判断する。その意味で喪主は殯宮と殯庭の儀礼を一体的に総括する存在である。

(18) ただし、三后の区分や、皇后・夫人などの明確なキサキの序列化は奈良時代以降であり、大后は皇后のような嫡妻を意味する制度的呼称ではない。

(19) 拙稿 i 註(9) 前掲書評。佐藤長門「奉誄儀礼と王権継承」(『國學院雜誌』一一一―一一二、二〇二〇年)は、私見が示した次期大王の指名と大王代行のプロセスについて、推古は前者のみ、持統は後者のみ、皇極(斉明)はいずれも経過しておらず推論にすぎないと断定する。しかしながら、本稿で論じたように次期大王の指名と大王代行については、飯豊・春日山田・推古の事例があり、後者についても神功・飯豊・推古・間人・皇極・倭姫・持統の事例が指摘でき、即位に至らないケースがあることは、反対に途中プロセスとしての妥当性があると考えられる。飯豊および推古の場合には重なる事例が確認され、『家伝』によれば皇極についても明らかに「皇后臨朝」と評価されており、いずれの女帝にも要素を確認することができる。極めて限定した事例のみをとりあげるのには公平ではなく、単なる推論ではないことは明らかである。なお、佐藤論文は、和田説では持統の殯宮奉仕が女帝即位の前提になったという記述はみあたらないとするが、和田萃 a 註(1) 前掲論文五一頁には持統について「女帝即位に際しては、夫たる先帝の殯宮儀礼を終えていることが、当然の条件だったと推測される」と明記されている。

(20) 和田萃 a 註(1) 前掲論文。

(21) 川村邦光『地獄めぐり』(ちくま新書、二〇〇〇年、三四―四三頁)。

(22) 『靈異記』中巻第7話には、使い古した帯で「活きよ活きよ」と撫でると蘇生した話がみえる。

(23) 川村邦光註(21) 前掲書、四七―五〇頁。

(24) 稲田奈津子註(4) 前掲論文。

(25) 拙稿 i 註(9) 前掲論文。なお、稲田奈津子註(8) 前掲論文では、天若日子伝承について「喪屋の設置者」や「弔問客対応者」を論じたのみで、批判は当たらないとされる。しかし「喪屋に籠もった人物は不明だが、少なくとも」との前置きがあるように、妻が殯儀礼にどの程度関与したかを否定的に考察する趣旨からすれば、この説話から妻の不在を強調する意図は明らかではないか。そのため、私見のように妻以外の人物が消去法的に喪屋に籠もったと結論するのは不自然

- な推測ではない。私見の要点は説話構造の分析からすれば妻の不在は必然であり、「喪屋の設置者」や「弔問客対応者」さらには「喪屋に籠もった人物」にも妻が含まれないという明証として、この説話は少なくとも使えないことを論じたものである。
- (26) 川村邦光註(21)前掲書、五〇〇～五二頁。
- (27) エルンスト・カントロヴィチ「王の二つの身体」上下(筑摩書房ちくま学芸文庫、二〇〇三年)によれば、王は死すべき自然的身体と、死ぬことなく永続していく政治的身体という二つの身体を持つとされ、王は死んでも王位や王冠、王朝は存続すると説く。
- (28) 拙稿g註(9)前掲論文。
- (29) 上野誠「万葉挽歌のこころ」(角川選書、二〇一二年)によれば、「大殯の時」とのみあり、歌が披露された場所は明記されておらず、山科ではなく琵琶湖を望むことができる湖岸を想定する。また塚本澄子「万葉挽歌の成立」(笠間書院、二〇一一年)によれば、天智殯宮に奉仕していた女性とは限らないとし、「忌み籠もる女の挽歌」論を批判する。
- (30) 拙稿註(3)前掲論文。モガリ史料の集成は同拙稿でおこなっている。
- (31) 堀裕「天武天皇殯儀礼の構造的な研究」(拙稿『古代王権の史実と虚構』古代文学と隣接諸学八、竹林舎、二〇一九年)によるモガリ期間の四期区分によれば、第一期の四日間にはわたる大規模な行事の完了直後に位置する。同様に持統の「詔」もこれ以後頻出する。最も盛儀であった狭義のモガリ(第一期)を完了させた後において権力的なふるまいが顕在化するともいえる。皇極の即位も狭義のモガリ終了後になされたとすれば、例外とはならず、用明即位のみが例外視される。
- (32) 拙稿註(3)前掲論文。
- (33) 同前。
- (34) 三上真由子「日本古代の喪葬儀礼に関する一考察―奈良時代における天皇のモガリ期間の短期化について」(『奈良史学』二三、二〇〇五年)。
- (35) 拙稿k「太上天皇制の展開」(『古代王権と官僚制』臨川書屋、二〇〇〇年、初出一九九六年)、同1「太上天皇の「詔勅」について」(吉村武彦編『律令制国家と古代社会』塙書房、二〇〇五年)、拙稿h註(9)前掲論文。
- (36) 東野治之「長屋王家木簡の文体と用語」『日本語論』(『長屋王木簡の研究』塙書房、一九九六年、初出一九九一・一九九三年)。川崎晃「古代日本の王言について」(『音の万葉集』高岡市万葉歴史館論集五、笠間書院、二〇〇二年)。
- (37) 和田萃a註(1)前掲論文、二六・四九頁。
- (38) 拙稿d註(8)前掲論文。
- (39) 拙稿「平城宮の中宮・東宮・西宮」(『古代王権と都城』一九九八年)。
- (40) 米田雄介「踐祚と称制」(『続日本紀研究』二〇〇、一九七八年)、坂口彩夏「元明天皇の即位に関する一考察」(『日本古代学』七、二〇一五年)。正確には草壁皇子の天皇扱いは遅れるが、「皇太妃」への食封(『続日本紀』大宝元年七月条壬辰条)、「皇太妃宮職」木簡(『藤原宮木簡』三一〇六五・六六、一六三三三号、一九八〇年)などによれば、文武のミオヤ、草壁のキサキという地位はすでに大宝期以降において確立していたと考えられる(拙稿d註(8)前掲論文)。
- (41) 拙稿m「聖武朝の政治と王族」(『家持の争点』II、高岡万葉歴史館、二〇〇二年)、同n「宣命」(平川南他編『文字と古代日本』1支配と文字、吉川弘文館、二〇〇四年)、同拙著o「女帝の世紀―皇位継承と政争」(角川選書、二〇〇六年)。
- (42) 註(35)参照。
- (43) 拙稿「留守官について」(館野和己編『日本古代の都を探る』勉誠出版、二〇一五年)。
- (44) 河内祥輔「古代政治史における天皇制の論理」増訂版(吉川弘文館、二〇一四年)によれば、藤原光明子の立后により皇族出身の女性から氏出自の女性にキサキが転換すると述べる(二九一三〇頁)。
- (45) 小林敏男「大后制の成立事情」(註(6)前掲書、初出一九八一年)および荒木敏夫「女帝と皇位継承」(『日本古代王権の研究』吉川弘文館、二〇〇六年、一九九〇年)が大后の共同統治者・権力分掌者説を提起した。研究史整理については、桜田真理絵「古代后妃論の成果と課題」(明治大学『文学部・文学研究科学術研究論集』九、二〇一九年)参照。
- (46) この点については、註(8)参照。
- (47) 岡安勇「漢魏時代の皇太后」(『法制史学』三五、一九八三年)、富田健之「後漢前半期における皇帝支配と尚書禮制」(『東洋学報』八一―四、二〇〇〇年)など。なお、岸俊男「光明皇后の史的意義」(『日本古代政治史研究』塙書房、一九六六年、初出一九五七年)や谷口やすよ「漢代の皇后権」(『史学雑誌』八七―一、一九七八年)などの古典的見解によれば、皇后と皇太后が有する権力を厳密には区別しておらず、一括して「皇后(キサキ)権」などと表現してきたが、皇帝・天皇権力に対する非常時の安全弁という役割からすれば、区別して論じる必要がある。
- (48) 拙報告j註(9)前掲。
- (49) 木下正子「日本古代后権に関する史論」(『古代史の研究』三、一九八一年)。「礼記」は理念の記述であり、中国王朝の後宮の実態とは区別して考察すべき課題である。
- (50) 『続日本紀』宝亀元年十一月甲子条には「井上内親王定皇后_止宣天皇御命衆聞食宣」、日本紀略「天長四年二月己未条には「正子内親王_{皇后}止定賜_布」とのみあり「しりへの政」という文言はみえない。

- (51) 三后の区別は七世紀には存在しないが、『日本書紀』は実子の即位に限って皇太后の称号を記載する。
- (52) 岸俊男註(47) 前掲論文によれば、当時の皇后は皇太子に比肩しうる執政権を有し、皇位継承の機会(光明女帝の即位)も有すると明言されている(二四九頁)。
- (53) 註(35) 参照。
- (54) 拙稿h註(9) 前掲論文。
- (55) 鷲森浩幸「王家と貴族」『天皇と貴族の古代政治史』塙書房、二〇一八年、初出二〇〇四年。
- (56) 拙稿n註(41) 前掲論文。
- (57) 柳雄太郎「皇太后の詔と紫微中台の「居中奉勅」」『律令制と正倉院の研究』吉川弘文館、二〇一五年、初出二〇一一年。
- (58) 柳雄太郎「猷物帳と紫微中台」『律令制と正倉院の研究』吉川弘文館、二〇一五年、初出一九八一年。吉川敏子「紫微中台の「居中奉勅」についての考察」『律令貴族成立史の研究』塙書房、二〇〇六年、初出二〇〇〇年。
- (59) 上村正裕「しりへの政と皇后」『日本歴史』八四四、二〇一八年。
- (60) 吉川敏子註(58) 前掲論文。
- (61) 鬼頭晴明「皇后宮職論」『古代木簡と都城の研究』塙書房、二〇〇〇年、初出一九七四年。
- (62) 拙稿a註(4) 前掲論文、六五頁。
- (63) ちなみに、藤原城子の立后宣命に際して、藤原道長がすでに中宮妍子が立后していることを理由に、「後への政」「天の下の政」「独り知るべき物には有らず」などの文言を削除させている(『小右記』長和元年四月二十七日甲子条)。おそらくは、キサキの序列を明らかにする意図がこれらの文言の削除に込められていたと推測される。その後も、城子の実子が即位することはなかったため、権限を発揮することはできなかった。
- (64) 拙稿c「古代女帝論の現状と課題」(註(4) 前掲書所収、初出二〇〇三年)、同a註(4) 前掲論文。
- (65) 山尾幸久「日本国家の形成」(岩波書店、一九七五年)、七九頁。
- (66) 皇后を王族に限定するのは、『日本書紀』の特異な事例であり、現実には内親王などを皇后とする事例は少なく、光明子以降は基本的に非王族の藤原氏出身により占められる。
- (67) 『続日本紀』天平元年八月壬午条。
- (68) 荒木敏夫『可能性としての女帝』(青木書店、一九九九年)。
- (69) 拙稿a註(4) 前掲論文。
- (70) 中国における類似な事例として、漢の呂太后は宗廟社稷を奉じる存在であることから、次の帝位を定める資格があったことが指摘されている。これは、帝位を継ぐことにより血縁のない先帝との間に父子関係が発生し、それが母子関係にも及ぶことが前提にある(谷口やすよ註(47) 前掲論文)。
- (71) 小林敏男「称制考」(註(6) 前掲書、初出一九八二年)。
- (72) 折口信夫「女帝考」『折口信夫全集』二〇、中央公論社、一九五六年)。
- (73) 拙稿c註(4) 前掲論文、二九七〜二九九頁。
- (74) 同前、三〇三〜三〇四頁。
- (75) 『日本書紀』朱鳥元年七月癸丑条。
- (76) 『続日本紀』天平宝字元年七月戊申条。
- (77) 『万葉集』卷一三・一〇〜一二番歌詞書。
- (78) 「大安寺伽藍縁起并流記資財帳」。
- (79) 西山徳「日本書紀の撰修に関する一考察―称制について―」(『徳島大学学芸紀要』社会学三、一九五三年)、小林敏男註(71) 前掲論文、押部佳周「甲子の宣」の基礎的研究」(『日本古代の国家と宗教』下巻(吉川弘文館、一九七八年)など。近年でも、森公章「天智天皇」(吉川弘文館、二〇一六年)は、「仲天皇」の表記のように、天皇位を代行していたと解釈する。
- (80) 同前。当該条の冠位改定記事については天智十年正月甲辰条との重出を疑われ、命令形式においても、東宮太皇弟の奉宣、あるいは大友皇子の宣命なども表現され、異なる原史料の存在が想定される。
- (81) 直木孝次郎「持統天皇と呂皇后」(『飛鳥奈良時代の研究』塙書房、一九七五年、初出一九六四年)。
- (82) 拙稿g註(9) 前掲論文、九二〜九四頁。
- (83) 拙稿c註(4) 前掲論文。
- (84) 孝謙の立太子以前は、皇太子制度の未熟と解釈する余地もあるが、すでに七二〇年成立の『日本書紀』には、皇太子制度を前提とする歴史記述がなされ、孝謙の立太子以前に文武・聖武の立太子があるので、従いにくい。ちなみに孝謙朝の道祖王以降、一世紀の間に五例もの廃太子事件が発生している。
- (85) 岸俊男説以来の皇太子に比肩する太后(皇后) 執政権の問題は、共同統治者・輔政者としての位置付けを拡大し、近年では王権の多極構造を常時担う存在として考えられるようになった。この通説的見解に対しては、内治に限定する議論がある(遠藤みどり註(8) 前掲書。私見は、太后号は制度的なものではなく尊称的なもので、キサキ間の相対的序列を示すにすぎないが、女帝即位に連続する非常時における元キサキの政治的権限を過小評価することはできず、大兄などと同じくモガリの主宰者に選ばれるような重要な政治的意味が存在したと考える)。
- (86) 四十歳以上の即位例が多く、むしろ高齢が有利であり、それ以前は若年とみなされたことはすでに指摘したことがある(拙稿a註(4) 前掲論文)。さらに王

位継承だけでなく、養老年間の下総国大嶋郷戸籍にも四十歳を基準とする戸主任用と、これと連動した親族呼称の体系化が指摘されており（田中禎昭「古代戸籍と年齢原理」〔『日本古代の年齢集団と地域社会』吉川弘文館、二〇一五年〕、社会的な年齢秩序の存在が想定される。即位の条件として性差がまだ絶対的な基準とはなっておらず、むしろ性差よりも年長であることが重要な即位要件であったことが知られる。

(87) 近代に至る女帝の歴史的立場づけの変遷については、拙稿「『万世一系』論と女帝・皇太子―皇統意識の転換を中心に―」〔『歴史学研究』一〇〇四、二〇二一年〕参照。

(国立歴史民俗博物館研究部)

(二〇二二年三月一六日受付、二〇二二年一月二六日審査終了)

The Temporary Mortuary for an Emperor's Coffin Courtesy that the Leading Empress Supervises : Think about an Establishment Process of the Empress

NITO Atsushi

Mogari was originally an ambivalent ritual, in which one wished for the resurrection of the dead, but also to confirm the final death of the deceased by confirming the changes in the body. From the 6th century onward, mogari was sanctified as a privileged ritual, and it became common practice to determine the successor by consensus during this period, and it came to have a close relationship with the succession to the imperial throne. The purpose of this paper is to elucidate the role of the Okisaki (Great Empress), who is thought to have presided over the Mogari Palace Ritual in ancient times, and to consider the path to the accession of the Empress. Regarding the Mogari Palace ritual, the essay "A Basic Study of Mogari" by Atsumu Wada, published in 1999, occupies a prominent position in the literature. Based on the premise of the "image of a woman who is buried in abhorrence" that follows the enthronement of the empress as a miko-like "middle successor," he proposes that the Mogari Palace should be divided into two parts, one for women (inner) and the other for men (outer). However, there has been much criticism of the existence of "women who shroud themselves in abhorrence" in the Mogari Palace, and Wada's theory of Mogari is hardly viable as it is.

In many cases, however, the relatively higher-ranking kisaki among the former kisaki presided over the political mogari, and during the period when the reign of the Great King was vacant, they were able to issue authoritative orders (imperial rescripts), and are thought to have been given the honorific title of "Great Empress." As a way of organizing power during the period of the Great King's vacancy, it is important to ascend the steps of presiding over the political mogari over a long period of time, nominating the next Great King, and acting as the Great King, as was typical of the Suiko and Jito reigns, and to place the accession of the Empress on the continuum of these steps as a safety valve in times of emergency.

Key words : Supervision of a provisional funeral sign, Empress, Imperial rescript, Vacancy, Nomination of the next king
